

## 議 事 日 程 第 4 号

令和6年6月7日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐野洋平	議員	2番	成澤和音	議員
3番	高橋千夏	議員	4番	関谷幸子	議員
5番	高橋英夫	議員	6番	高橋壽	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	山村明	議員	10番	堤郁雄	議員
11番	植松美穂	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員
23番	齋藤千恵子	議員	24番	工藤正雄	議員

欠席議員（なし）

---

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 近藤洋介 総務部長 神保朋之

企画調整部長	遠藤直樹	市民環境部長	佐藤明彦
健康福祉部長	山口恵美子	産業部長	安部晃市
建設部長	吉田晋平	会計管理者	本間加代子
上下水道部長	安部道夫	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	和田晋	総務課長	高橋貞義
財政課長	土田淳	政策企画課長	伊藤尊史
教育長	佐藤哲	教育管理部長	森谷幸彦
教育指導部長	山口博	選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸
選挙管理委員会 事務局長	竹田好秀	代表監査委員	志賀秀樹
監査委員 事務局長	鈴木雄樹	農業委員会会長	小関善隆
農業委員会 事務局長	柴倉和典		

~~~~~

**出席した事務局職員職氏名**

|      |       |        |      |
|------|-------|--------|------|
| 事務局長 | 栗林美佐子 | 事務局次長  | 細谷晃  |
| 総務主査 | 飯澤倫代  | 議事調査主査 | 曾根浩司 |
| 主査   | 堤治    |        |      |

~~~~~

## 午前10時00分 開 議

- 相田克平議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員24名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第4号により進めます。

.....

### 日程第1 一般質問

- 相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可いたします。  
一つ、放課後児童クラブの熱中症対策について  
外2点、19番山田富佐子議員。  
〔19番山田富佐子議員登壇〕（拍手）  
○19番（山田富佐子議員） 皆さん、おはようご  
ざいます。公明党、山田富佐子です。

本日は、お忙しい中傍聴に来ていただきました  
市民の皆様、そして放課後児童クラブ関係者の皆  
様、本当にありがとうございます。

今回39回目の質問をさせていただきますが、毎  
回緊張で足も震えております。どうぞ最後までよ  
ろしくお願いいたします。

私は、昨年6月、ちょうど1年前の一般質問で、  
児童生徒の学校生活における熱中症対策につい  
て質問をいたしました。これは、近年の気候変動  
の影響で年間平均気温が上昇、特に暑さに慣れて  
いない6月は体温調節がうまく働かず、熱中症に  
対する注意や対策が必要な時期であり、米沢市の  
小中学校での熱中症予防や暑さ指数計の設置状  
況、また暑さ指数計により活動の変更などあるか  
を質問いたしました。

しかし、登下校の熱中症対策にまで考えが及ば  
ず、大変残念な事故が発生し、後悔いたしました。  
改めて、お亡くなりになられた中学生と御遺族の  
皆様に、謹んで哀悼の意を表します。

二度と起こしてはならないとの思いで、今回は

放課後児童クラブの熱中症対策について質問い  
たします。

今年も、4月の平均気温は、統計開始以降最も  
高い値となり、6月は湿度が高く、7月はさらに  
暑さが厳しくなるとの予報が出ております。

昨年、県内の熱中症救急搬送者数は1,111人で過  
去最高でした。

本市では、昨年の事故後に、教育委員会では、  
児童生徒の登下校に係る安全確保及び暑さへの  
対策等について、通学支援の拡充、見直し、検討  
がされ、命を守る対策がされました。

クールダウンを目的に、各中学校体育館にはス  
ポットクーラーの設置がされました。そして、市  
独自の取組として、小学校体育館にも同様にスポ  
ットクーラーの設置がされ、6月中の設置・運用  
が開始すると聞いております。

また、市内の公共施設やスーパー、民間施設な  
ど28公共施設、5民間施設で、クーリングシェル  
ター（指定暑熱避難施設）の設置を行っています。

最高気温がピークとなる午後2時から3時頃、  
児童の下校が重なるため、安全対策として、今年  
度、夏休み期間を4日から5日間延長する対策も  
取られています。

新型コロナウイルス感染拡大以降、私たちの日  
常生活が一変しました。3密（密閉・密集・密接）  
の回避が徹底され、この期間、放課後児童クラブ  
の運営については、指導員の方も大変御苦労され  
たとお聞きしております。

しかし、5類に変更後も、なお新型コロナウイルス  
感染症やインフルエンザなどの発症は続い  
ております。感染症対策に加え、温暖化による熱  
中症対策も求められています。

今回の質問は、放課後児童クラブの熱中症対策  
についてお伺いいたします。

小項目1、放課後児童クラブの熱中症対策及び  
長期休み、特に夏休みの熱中症対策についてお伺  
いいたします。

先月、米沢市学童保育連絡協議会総会が行われ

た際、来賓の元木県学童保育連絡協議会会長の御挨拶の中で、学童保育所は第2の学校であるとの話があったとお聞きいたしました。私も全く同感です。学童保育所は第2の学校であり、心地よく過ごせる放課後の安全安心な場であると同時に、生活の場であり、遊びの場であると強く思っております。

学校生活での熱中症対策に目が向けられていますが、第2の学校とも言える放課後児童クラブの熱中症対策はどうなっているのでしょうか。最初に、最近の入所状況や特徴なども含め、お伺いいたします。

また、学校においては、熱中症対応ガイドラインの改定がされていますが、放課後児童クラブにおけるガイドラインはあるのか、お伺いいたします。

各施設において、夏休みの保育の熱中症対策の工夫や、行政への相談、行政からの各施設への指導などについてもお聞きいたします。

次に、小項目2、放課後児童クラブが抱えている問題をどのように捉えていますか。また、コミセンや学校施設の活用についての課題は何かをお聞きいたします。

本市の放課後児童クラブの歴史は長く、保護者が必要に迫られ、民設民営で、それも空き民家や空きビルを利用し、古い建物や狭い施設での運営が始まったとお聞きしています。我が家の4人の子供も大変お世話になったところです。

放課後児童クラブが抱えている問題、要望など、多岐にわたると思いますが、特に夏休み期間の放課後児童クラブがコミセンや学校施設を利用する場合について、質問いたします。

今回の質問をするに当たり、山形市、上市市、天童市、新庄市、酒田市、高島町から情報をいただきました。いずれの市町でも、申請し、コミセンの多目的ホールや貸室など無料で利用できる、また学校体育館や空き教室もほとんどの市が無料で使用が可能でした。

今後、放課後児童クラブを利用する児童が増加すると考えられます。児童が、時には静かに本を読んだりできる部屋、作品の制作などに集中できる部屋、また思い切り体を動かし活動できる場所の確保など、児童の希望に合わせ、熱中症対策をしながら、児童の安全安心をどのようにして担保していくのが重要となってくるのではないのでしょうか。

児童1人当たりの面積が1.65平方メートルという基準は満たしておりますが、今の施設ではほとんどの施設が手狭だと思います。特に、夏休み期間中は利用する児童が増え、感染症対策や暑さ対策の観点からも、指導員も大変気を遣う状況になると考えられます。

今までも学校施設やコミセンの活用については質問してきましたが、借りる際、放課後児童クラブには市の補助が入っているので使用料を払わなければならない、セキュリティの問題で学校は使用できない、そもそも空き教室はないと、なかなか前に進んできませんでした。

しかし、こども家庭庁が今年3月に出した放課後児童クラブの概要には、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後等に適切な遊び場及び生活の場を与え、その健全な育成を図ると書かれてあります。本市でのコミュニティセンターや学校施設の活用についての考えを改めてお聞きいたします。

2、高齢者の身元保証問題についてお伺いいたします。

家族など頼れる身寄りがなくても安心して老後を過ごせる環境を早急に整えなければならないと考えます。

国の推計では、65歳以上の単身世帯は、2020年、738万世帯から、2050年には1.5倍の1,084万世帯に増えると推計。国もようやく今年度から、身寄りのない高齢者や財産管理といった生活上の課題を支えるモデル事業を開始いたしました。

高齢者の増加と未婚化に伴い、今後、身寄りのない高齢者が増加すると考えられます。そして、入院や施設入所時の身元保証人に関する問題が出てきます。

本市の状況、考え方についてお伺いをいたします。

最初に、1、身元保証人がいない場合の施設入所や入院の対応をどうしているかについてお伺いをいたします。また、本市の身寄りのない高齢者の人数把握はされているのかについてもお伺いをいたします。

私が相談をいただいている身寄りのない御婦人がおります。彼女がずっと口にしていることは、自分が亡くなったときに誰にも迷惑をかけないで終わりたい。そのために、埋葬する墓地を購入し、永代供養の手续や葬祭業者への相談、家財の処分の見積りも取ったりと、少しでも元気で動けるときに準備をしたいのだと言っています。しかし、いよいよ90歳近くになり、最近では体力も少しずつ衰え、精神的にも弱くなってきている気がします。

夫も友達も兄弟も亡くなり、いとも高齢で入院。誰もいなくなった、若いときはこんなふうになるとは思ってもみなかったし、90歳近くまで生きるとも思っていなかった。早く死んだほうがいいのかと思うと、寂しそうに言っておられました。

先日、施設入所のための見学に同行いたしました。最後に入所の問題となったのは、身元保証人でした。誰もいないことを話すと、入所は無理とのことでした。

身元保証人がいない場合の施設入所や入院の対応について、本市ではどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

2、高齢化が進む中、身寄りのない高齢者が老後を安心して暮らすための方策について、各市の自主的な取組が必要となってくるのではないのでしょうか。本市はどのように取り組んでいくのか

についてお伺いをいたします。

3、5歳児健診の取組についてお伺いをいたします。

一昨日の齋藤千恵子議員の質問と重複する箇所もあるかと思いますが、誠意ある前向きな御返答をお願いし、質問に入ります。

母子保健法では、1歳半と3歳児健診が義務づけられていますが、それ以降の健診がありませんでした。小学校入学前の就学時健康診断ですが、これは学校保健安全法の第11条を基に就学直前に行われる健康診断ですが、就学4か月前までに行われ、身体の疾患や知的発達の度合いについて検査がされます。

健康診断後、さらに精密検査の必要性がある場合は、就学間近の時期であり、保護者の不安、精神的な不安は大変大きいと考えられます。

5歳児健診の目的は、集団生活を営む上で必要な社会性の発達や情緒、行動面の発達を評価し、集団行動の場面で問題がある児童を早期に発見、早期に支援を開始するための場です。発達障がいにも早く気づき、安心して小学校入学につなげることを目標にしています。

平成26年、民生常任委員会で、香川県善通寺市に5歳児健診の視察に行ってきました。善通寺市では、平成23年より全国に先駆けて健診を取り組んでおりました。

厚労省の令和3年の調査では、5歳児健診を公費負担で実施している自治体は15%と低い状況です。国は、5歳児健診を全国的に実施するため、健診の標準化と体制整備のため、費用の2分の1の助成をして取組を始めました。

本市にも、こども家庭庁から母子保健医療対策総合支援事業の実施要綱や参考資料として、問診票や健康診査票など送付されていると思います。

今回質問するに当たり、山形市健康医療部母子保健課様と意見交換をさせていただきました。今年度より、山形市、上山市、川西町で5歳児健康診査を開始しております。本市において、5歳児

健診についてどのように取組を進めてきたか、また今後の展開についても伺いたします。

最初に、本市の5歳児健診の認識について、また5歳児の人数についてお知らせください。

2、5歳児健診を実施する場合の課題についてですが、まずもって今後5歳児健診を実施する考えがあるのか、課題は何かについて伺いたします。

最後に、先月25日に開催されました福島県南相馬市の伝統行事である相馬野馬追は、皆さんニュース等で御存じかと思いますが、150年近く7月の最終土日に開催していたそうですが、今年の猛暑で残念なことに馬2頭の貴い命が奪われてしまいました。今年は人馬への影響を考慮し、暑い夏から5月の最終土日へと変更になったとのこと。150年続いた伝統行事をこのように見直す勇氣ある英断は素晴らしいと思います。

私が申し上げたいことは、市の事業を行う際、予算がない、人員がない、環境が整っていないからできないという理由を挙げる時点で後ろ向きの姿勢ではないでしょうか。何が足りなくて、足りないことを補う方法はあるのか、どうしたら整うのか、どうしたらできるようになるか、どうしたら市民に喜んでもらえるかというように、考えるのが行政の役割ではないでしょうか。ぜひ誠意ある答弁を御期待申し上げます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目の1、2、3についてお答えいたします。

初めに、1、放課後児童クラブの熱中症対策についての(1)各施設の熱中症対策及び長期休みの対策はについてですが、各放課後児童クラブでは、子供が家庭にいる状況と同じようにゆったりとした気持ちで過ごせるような様々な環境整備に努めています。

熱中症の対策も同様に、クーラーなどを設置し、

暑さ対策を行うほか、経口補水液やスポーツドリンクを常備するなど、体調を崩した場合にも備えた対応を心がけていただいているところです。

特に、夏休み期間は、近年の猛暑により、学校でのプール活動や屋外での活動ができなくなるなど、クラブでの過ごし方が以前と違ってきていること、また暑さを避けるため、一日施設内での活動となっていることは承知しているところです。

各クラブでは、子供たちの健康管理に配慮しながら、限られた空間での活動において、施設内の映画の上映や、暑さ指数を確認し、日陰をつくりながらの屋外活動や、福祉バスを利用した施設外活動など、各クラブが様々な工夫をしながら保育を行っていることも承知しているところです。

放課後児童クラブ用の熱中症対策ガイドラインは作成しておりませんが、国からの通知や、教育委員会で作成した米沢市小中学校熱中症対応ガイドラインを各クラブに配布し、熱中症対策の参考とするよう依頼をしております。

また、今年度から各クラブで作成することになっている安全計画の中に、熱中症対策の項目を設け、対策を講じているか、またその内容を保護者に対して周知しているかの確認を指導監査において行う予定です。

次に、放課後児童クラブの入所状況については、5月1日時点で、令和5年度は児童数合計3,352名に対して、放課後児童クラブの登録児童数は1,242名で、入所率は37%で、令和6年度は児童数合計3,217名に対して、放課後児童クラブへの登録児童数は1,304名となっており、入所率は41%となっています。

例年、入所率は増加しておりますが、特に今年度は新1年生の入所率が高く、6割を超える状況にあり、学区によっては7割を超えているところもある状況です。

また、これまでは高学年になると退所する傾向にありましたが、今年度は継続して利用する児童

が増え、全体的な入所率が41%と初めて4割を超え、昨年度より4ポイント増加している状況です。

次に、(2)の放課後児童クラブが抱えている問題をどう捉えているかについてお答えいたします。

放課後児童クラブにおいては、全施設が1人当たりの面積1.65平方メートル以上の最低基準を満たしています。しかしながら、近年は猛暑が続く、熱中症の危険があることから、限られた空間での保育にならざるを得ない状況にあると捉えていることから、クラブの活動場所の選択肢を広げる必要があると考えています。

各クラブが工夫を凝らして保育を行っている状況ではありますが、クラブの活動場所の選択肢の一つとしていただけるよう、屋内遊戯施設「くても」の長期休暇の団体利用を可能とする方向で現在指定管理者と調整しており、この夏休み期間中の平日からの運用を考えているところです。

詳細が決まり次第、市民の方や各種団体等に周知したいと考えております。

次に、2、高齢者の身元保証問題についての(1)身元保証人がいない場合の施設入所や入院の対応をどうしているかについてお答えいたします。

初めに、本市の65歳以上の独り暮らしの推移ですが、毎年4月1日現在の住民基本台帳と国勢調査の資料を基に算出した推計値では、令和4年4月1日現在では3,323人、令和5年4月1日現在では3,309人、令和6年4月1日現在では3,293人となっております。身寄りのない独り暮らしの高齢者については把握していないところです。

高齢者が施設に入所する場合や病院に入院する場合の多くは、身元保証人などを立てることを求められ、身寄りがいない高齢者の場合にあっても例外ではないと考えられます。

本市が措置権者となる養護老人ホームへの入所においては、身寄りのない方に限り、福祉事務所が緊急連絡先となり、高齢者に緊急事態が発生したときには、高齢福祉課職員が対応しております。

しかしながら、施設と利用者との契約による介護保険施設や有料老人ホームなどの入所において、高齢者に親族などの身元保証人がいない場合や医療機関への入院などについては、その実態把握が難しいことから、本市としては確認できないところです。

入院時の対応について、市立病院での対応になりますが、基本的な対応として、入院時、入院申込書に身元引受人及び連帯保証人をそれぞれ本人自署または記名押印の上、提出となります。しかしながら、記入がない場合は、入院時に患者に確認し、それでも判明しない場合は、さらに入院後に医療ソーシャルワーカーが関与し、近親者などの聞き取りを行っています。

結果、身元引受人、連帯保証人に適格者がいなく、その後、患者が亡くなられた場合は、相続人を再度確認し、健康福祉部内の関係課が埋火葬等の対応を行っているところです。

施設等が身元保証人などを求める理由として、利用料金などの支払いに関しての連帯保証人としての役割や、利用者本人の意思が確認できない場合の代理者としての役割、また亡くなられた場合の引取り手としての役割などが考えられます。

現在、高齢者本人から身元保証や死後に関する相談があった際は、直接の身元保証の解決にはなりません。成年後見制度のうち、任意後見人や、米沢版エンディングノート「おしよしなノート」を紹介しております。

成年後見人は、債務の保証人及び身元保証人になることはできません。しかしながら、判断能力が不十分になった場合など、将来の不安に備えて、高齢者本人があらかじめ選んだ方、将来の任意後見人と将来お願いする内容を決め、公証役場で契約をします。そして、本人の判断能力が低下した場合には、任意後見人が契約で決めた内容の事務を本人に代わって行う制度であることから、任意後見人の利用について案内をしているところです。

また、米沢版エンディングノート「おしょうしなノート」は、御本人が元気なうちに、医療や介護について、自分の意思を記載していただくことで、もしものときのために有効になるものであることから、備えていただくよう案内をしております。

次に、(2) 高齢化が進む中、今後どのように取り組んでいくのかについてですが、未婚化や家族関係の希薄化が進むと身寄りのない高齢者は増加していくものと考えられます。それに伴い、高齢者の身元保証の問題や死後事務の問題は、より深刻化していくことが懸念されます。今後、これらの課題に対するサポート体制の構築は大変重要であると捉えております。

既に、身元保証サービスを提供している民間業者もあることから、行政としての役割や課題を整理する必要があると考えています。

このことから、本市では、置賜成年後見センターの事業に位置づけている置賜権利擁護支援ネットワーク会議において、昨年度末に弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職の方々から、身寄りのない高齢者の権利擁護に関する現状や課題をお聞きし、現状把握に努めているところです。

専門職の方々への聞き取りでは、身寄りのない高齢者に関する相談を受ける頻度が多くなっていること、全国で身元保証など高齢者サポート事業者の増加とともに消費者被害が多発している状況があることなど、現場における生の声をお聞きすることができました。

このような現状を踏まえた上で、高齢者の方々のニーズの把握に努めていくとともに、今後行政としてどのような支援体制の構築が可能なのか検討を進めていきたいと考えております。

続いて、3、5歳児健診の取組についての(1)本市の5歳児健診についての認識はについてお答えいたします。

5歳児健診は、幼児の言語の理解能力や社会性が高まり発達障がい認知される時期であり、保

健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としているものです。

この5歳児健診の特徴は、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち居振る舞いなどを評価して、集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の評価をすることが重要とされていることから、就学前に子供の成長・発達を確認することができ、就学に向けて必要な支援につなげるための大きな機会になると捉えております。

また、5歳児健診では、発達障がいに関するスクリーニングだけではなく、身体の発育や基本的な生活リズムが安定していることの確認や、現代の課題であるメディアとの付き合い方などについても相談や保健指導が受けられる場となります。

このようなことから、乳児期から就学前まで切れ目ない支援の一つとして、5歳児健診を実施することの重要性は認識しているところです。

5歳児健診の対象は、実施年度に満5歳になる幼児となっており、4月1日現在で4歳児になります。本市の対象者は、令和5年度が465名、令和6年度が456名となります。

次に、(2) 5歳児健診の実施に当たり課題となるのは何かについてお答えいたします。

5歳児健診を実施する上での課題としては、健診の体制整備と健診後の支援体制整備が挙げられます。

健診の体制については、国の補助金の実施要綱や健診マニュアルにおいて、健診の特性上、他児との関係性など社会性の発達を観察でき、多職種による保護者への保健指導や相談支援が同日に提供できる集団健診が望ましいとされており、保

健指導を担当する保健師、健診を担当する医師の確保が必須となります。

また、専門相談を充実させ、多角的な視点で支援方針の検討を進めるためには、保育士や管理栄養士のほか、心理相談を担当する専門職の者の配置も必要と考えております。その中でも、当該健診では、発達の評価を行う必要があることから、小児科医の対応が望まれており、現在の1歳8か月児健診や3歳児健診に追加しての依頼となることから、医師の協力依頼に関して、米沢市医師会との調整が必要となります。各健診を将来にわたり安定的に実施するためには、小児科医の確保が必要不可欠であります。現在本市における小児科医が十分な状況ではないと考えております。

この課題につきましては、現在、健康課が中心となり、誘致の補助金制度などを設けながら、米沢市医師会と協力、連携を図りながら対応策を検討しているところです。

次に、健診後の支援体制についてですが、5歳児健診において発達障がいなどの支援が必要であると判定された子供や保護者に対して、適切な時期に適切な支援や相談ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育の各分野が連携し、支援体制を整備する必要があります。現段階では、まだ十分と言える支援体制が整っていない状況です。

このことから、早急に5歳児健診を開始することは難しいと考えております。

まずは、現在実施している1歳8か月児健診、3歳児健康診査、発達における個別相談や5歳児発達相談などの母子保健事業の充実を図っていくとともに、県内で既に5歳児健診を開始している市町村の情報を収集し、本市の課題への対応策を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の放課後児童クラブの熱中症対策についてのうち、コミュニ

ティセンターの活用に関してお答えいたします。

放課後児童クラブがコミュニティセンターを利用することに対して、特に制限はございませんが、これまでは使用料を徴収していたところであります。

昨年11月に、学童保育連絡協議会から使用料減免についての要望があり、また議会においても同様の御質問、御意見があったことから、今年度、コミュニティセンター減免基準を全面的に見直す検討を行う中で、放課後児童クラブの減免についても検討し、令和7年度から実施することを考えておりました。

しかし、この夏も酷暑となる予想であることから、熱中症対策として、この6月からクーリングシェルター開設期間の終期となる10月23日まで、放課後児童クラブが利用する場合の使用料を臨時的に免除することを決定し、各クラブに通知しております。免除の対象は使用料であり、冷房料は徴収することとなりますので、御理解をお願いいたします。

なお、現在多目的ホール等の空調設備工事を行っている六郷、愛宕、万世の各コミュニティセンターにおきましては、6月末に工事が完了しますので、全てのコミュニティセンターの多目的ホールで涼しい環境が整備されたところでございます。

コミュニティセンターの利用申込みは3か月前から受け付けておりますので、既に他の団体が予約し、空きがない可能性もございます。これにつきましては、各コミュニティセンターを通じて、利用希望者が融通し合いながら、過度に偏ることがないように利用を呼びかけていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1、放課後児童クラブの熱中症対策についての（2）放課後児童クラブ

が抱えている問題をどう捉えているか。またコミセンや学校施設の活用を含めて、今後の課題は何かについての御質問のうち、学校施設の活用についてお答えいたします。

放課後児童クラブが学校施設を利用する際には、学校長の許可を得て利用することになります。これまでも、学校の屋内運動場やグラウンド等を放課後や休日における遊びの場として一時的な利用にお使いいただいております。

こうしたいわゆる学校施設利用においては、学校の管理下ではないことから、熱中症事故を防ぐため、利用者の自己責任で水分補給や休憩を取るなど体調管理を徹底していただき、熱中症警戒アラートが発令された場合などには、指導者等の判断により、活動の中止を含めた適切な対応をしていただく必要があります。

熱中症対策に関する今後の課題については、エアコンが設置されている教室の利用を想定した場合、施設管理区分や責任体制の明確化など、学校運営に支障がないよう学校との協議が必要です。

また、今年度、各小学校屋内運動場に導入したスポットクーラーを含めた設備、備品の利用に関する取決めを行う必要があることなどが考えられます。

今後、熱中症対策に関し、学校施設の利用を希望する放課後児童クラブがある場合、学校との協議が円滑に行われるよう、教育委員会としても協力してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） まずもって、詳細な御返答ありがとうございました。

最初に、いろいろ2回目の質問を用意してきましたが、先ほど山口健康福祉部長から、放課後児童クラブで暑さ指数計を使っての活動の話がありました。私が聞いた4か所の放課後児童クラブでは、暑さ指数計は準備されていませんでした。

小学校の熱中症対応のガイドラインには、やはり指数計の準備をすること、それも複数台準備すること、また不足していると判断した場合は学校教育課に相談することまでがガイドラインに書かれているのです。にもかかわらず、第2の学校とも言えるこの放課後児童クラブには、4か所で設置されていないということで、この周知徹底がされていないのではないか、どのような設置状況になっているのかということ把握されているか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおり、確かに現在配置されていないところがあるという事は承知しております。現在、28か所において配置されていないということをお聞きしております。

その理由としては、まずは指数計を基に判断をする必要性がないこととかの返事もございましたので、あとはほかの備品などの購入に回して優先順位をつけたので今は購入していないという話もありましたので、先ほども言いましたように、実地監査において、その点についても徹底させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。やはり28か所もないということは、大変遺憾なことをございまして、やはりこの学校の熱中症対応ガイドラインの中にも、校外活動であったりというときに、また体育館の使用時にも、そういうのを使って活動の目安にするようにとガイドラインにしっかり書かれているわけですので、放課後児童クラブにおいても、放課後児童クラブ自体が暑さ指数計の必要性をあまり分かっていらないのか、例えばどうやって判断したらいいのか分からないとか、そういうこともあるのだと思います。

今、健康福祉部長からは、実地監査を行うという話を聞いておりますが、まずもってその実地監

査というのはいつ頃される予定なのか、お伺いしてよろしいですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現段階で考えている実地監査の予定ですけれども、熱中症対策の確認を行う必要もあることから、学校が夏休みに入る前の7月上旬に行いたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) やはり夏休みに入る前に、放課後児童クラブの環境をしっかりと監査していただければいいと思います。

あと、例えば暑さ指数計ですが、やはり値段もまちまちではあるのですけれども、ぜひ放課後児童クラブもなかなか大変厳しい状況の中で運営をやっておりますので、何か市からの補助とか国の補助などないのか、そうすることによって放課後児童クラブも準備しやすくなるのではないかなと思うのですが、そういう補助メニューはないのか、お伺いできますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 熱中症対策に関する補助メニューというのは、国の補助メニューでありまして、こちらのほうは準備されているところです。

ただ、様々なものが購入できることから、暑さ指数計についてはまだ購入していないというところもございます。ただ、こちらの補助金をできるだけ活用していただけるように、この実地監査においても、PRも含めまして依頼していきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

ぜひその情報を各放課後児童クラブに周知していただいて、実地監査前に各クラブが準備できるように、先ほども壇上で言いましたが、6月というのはすごく蒸し暑かったりということで、体が暑さに慣れていない時期ですので、6月というの

も大変重要な時期でございますので、しっかりそれを使っていただいて、その状況を実地監査の上で判断していただけるような、そういう監査をしていただければ、もっと熱中症予防対策につながると思いますので、ぜひ周知徹底を早めにお願ひしたいと思います。

先ほど、教育長、また企画調整部長から、コミセンの使用、また学校の使用についての前向きな回答をいただきまして、大変うれしく思いました。実は、先ほど壇上でも言いましたけれども、あちこちの市で無料で開放しているのに、なぜ米沢市ができないのかと思っておりましたが、5月30日付で、各クラブへ、コミセン利用時の熱中症対策支援の通知、使用料減免の通知が入った後、指導員の方から私のところに喜びの連絡が入りました。大変に皆さん喜んでおられました。

これからの暑い夏休みに、無料でコミセンや学校施設を活用できることは、子供たちの安全安心だけでなく、指導員にとっても大きな喜びです。夏休みの保育に大きな助けになると思っておりますが、先ほど企画調整部長から、コミセンの利用のことについて、私も調べましたが、3か月前から予約が入っているのです。今、放課後児童クラブが夏休みの活動をしたいために申し込んだとしても、もう予約がいっぱいになっている。そして、やはりある団体では、市内の各コミセンの多目的ホールを日替わりで予約している状況なのです。それはやはり自分たちの体づくりであったり、技術の向上とか、仲間づくりとか、いろいろな目的はあると思いますが、先ほど企画調整部長からは融通を図っていただきたいと言っていましたけれども、私もそれはお願いしたいなど。夏休み期間中は、放課後児童クラブが優先的に使えるようお願いできないかと思っていたところですが、企画調整部長からそういうお話を伺い、早速、地元の松川コミセンに連絡を入れたところ、そういう連絡をいただいているので調整を図っていきますと、部長の思いが各コミセン

にしっかり伝わっていて、大変うれしく思ったところであります。本当にありがとうございました。

そして、もう1点、指導員の方からは、コミセンを利用して大変うれしい、また先ほど「くても」の利用についても検討を進めているということもお聞きしましたけれども、実は我がクラブはコミセンまで遠くて移動手段がないのですという話も伺いました。日中ほとんど稼働していないスクールバスを利用できないかという相談もいただいたところですが、それについてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

小中学校の再編統合に伴いまして、子供たちのスクールバスに使用する本市保有のマイクロバス、車両の台数が増えてきております。今後も、さらに再編統合が進むことで、台数も増えることが見込まれるところです。

議員お述べのスクールバスの学童における利用についてですけれども、まずスクールバスは、当然ながら最優先として通学支援目的での利用があり、市内の小中学校における通学支援以外の用途での利用もあることから、それらの活用に支障がない範囲において、活用する余地はあるものと考えております。

ただし、現状において、平日、あと土曜日、夏休み等の長期休業期間における通学、あと部活動で稼働しております。各学校の日課に応じた運行スケジュール等、そういった状況もあるところです。

その他、運行業務委託の契約内容による制限ということもございますので、現時点においては学校活動以外での利用については難しいものと捉えているところでございます。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。突然のそういう内容の質問をさせていただきましたけれども、今後さらに検討を進めていただ

ければと思います。

ただ、今回の質問で、今までと同じ返答であれば、さらに市長への質問を考えておりました。しかし、先ほど前向きな御回答もいただきましたので、市長への質問は控えますが、これから無料化についての検討をされることもお聞きしておりますので、ぜひ現場で働く指導員の声も聞いていただきたいと思います。

本市の子供と保護者への平等な支援につながることをお願いし、次の質問に入ります。

次は、高齢者の身元保証問題について質問いたしますが、先ほど健康福祉部長からは、成年後見制度についてのお話もありました。

実は私自身も、公証役場に出向きまして、成年後見制度について少し学んでまいりました。法定後見制度であったり、任意後見制度のことも話を聞いてきたわけですが、私が言っているのは、誰も頼れる身内がない場合の身元保証人の問題でした。

任意後見制度というのは、判断能力を有するときに、あらかじめ将来、ある方に一任をするという手続なわけですが、やはり今の全ての方とは言いませんが、高齢者の皆さんは年金生活でぎりぎりの生活をしている中で、この任意後見制度を使うにもお金がかかります。お金が無料ということはないのかもしれませんが、そういう生活の中で、この任意後見制度というのはなかなか厳しい、難しい制度だなということを私は感じて帰ってきたところです。

米沢市では、高齢福祉課が相談窓口というか、相談を受けていますが、専用の相談窓口ではないわけです。私も何回か、先ほど壇上でお話をした御婦人をお連れして高齢福祉課の窓口相談に行ったり、また社会福祉協議会に行ったり、また置賜総合支庁に行ったりと、何回も動いたところです。しかし、なかなか解決の糸口が見つかりませんでした。

そして、実は2016年ですか、全国にこのサポー

ト事業、終身サポート事業が開始されて、民間の業者が全国に17か所も事業を拡大して、その後、不正流用で破綻したということのニュースがあったようです。

やはり私は、これから増えていくと考えられる身寄りのない方が安心して生きること、そして亡くなった後も尊厳が守られる仕組み、公的サービスが必要だと考えます。

同じ質問になりますけれども、やはり米沢市も早急に取り組む必要があると考えますが、社会福祉協議会との連携も含め、もう一度今後考える予定がないか、相談窓口を設置する考えがないかについて、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども壇上で申し上げましたように、やはり行政で行うためには様々な課題があると思っております。

先ほども、現場の方、専門職の方々に現場の声ということをお聞きし、やはり課題が多くある、その中でやはり行政も何かしらの手助けとなるものが必要であるということは、もう十分に認識しているところです。

今後になりますけれども、どのようなことを、どのような内容でということも含めまして、引受け手の委託先があるのか、あとは直営なのかということも含めまして、今後検討させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

実は、7月初めに、一新会と公明党が神奈川県横須賀市に、この終活支援の勉強に行っておりまいます。あとは、東京都豊島区も国が始める前に、この事業、終活あんしんセンターという相談窓口を社会福祉協議会の中に設けてやっておりますし、横須賀市のところもエンディングプラン・サポート事業というのも行っております。

あちこちの市区町村で、やはりこのことについ

ては前向きに考えていかなければならないということで、いろいろと今始まっているところでございます。

横須賀市の事例は、身寄りのない低所得者の高齢者に限定して、費用26万円、そしてこの10年くらいで事業開始以来、1,000万円以上の市税削減につながったと。人口規模もありますし、身寄りのない方の亡くなるケースも多いのかと思いますが、実際にそういう結果が出ておりますので、まず大都会だけでなく、本市においても、そういう家族の形が変わっている今の状況の中で、しっかりと前向きに検討していただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、5歳児健診について質問いたします。

先ほど、健康福祉部長からは、健診体制の確保であったり、健診後の支援体制ということでお話がありました。小児科医が米沢市でも少なくなっておりますし、小児科医の誘致事業も行っているということも、私自身も分かっております。

ただ、この5歳児健診に対して、小児科の医師の確保ということですが、医師会との調整が必要だと先ほど話がありましたが、現在まで医師会との話し合いは何回ほどされているのか、お伺いできればと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 直接、医師会の前に、小児科部会等とも話し合いが必要になるかと思っておりますけれども、この話があって、1回程度ですけれども、話はお伺いしているところです。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

1回程度お話しされているということですが、医師会のほかに、いろいろな調整とか専門医の確保について、小児科医師の確保については、何か検討などはあるのでしょうか。米沢市医師会だけでの検討で終わっているのかどうか、お伺いできますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在のところですが、やはり健診全般的に米沢市医師会のほうに依頼をさせていただき、医師の派遣という形を取らせていただいておりますので、それを広げるということを現段階では考えていなかったところ

です。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。5歳児健診ではないのですが、他市の事例なのですが、産後ケア事業、これも米沢市でも今徐々に始まってはおりますが、その担当課の考え方に大変私は共感したので少し紹介させていただきたいのですが、産後ケア事業を行っていたけれども、通所施設の撤退や民間の総合病院での分娩の取扱いが中止されたため、産後ケア事業の受入れ継続が困難となったと。体制の見直しなども行いましたが、それと同時に、隣の市の民間の産婦人科医院に交渉を行い、協力を取り付け、その結果、受入れ対応先が今まで4か所だったのが、6か所に拡充できたという事例が新聞に出ておりました。やはり担当課が産後ケア事業は子育てに不安な母親をサポートするために必ず必要な事業なのだ、継続するにはどうしたらよいかと知恵を出して行動した結果なのかと思ったところ

です。

やはりこれから人口減少の社会においては、自分の市だけではできないこと、他の市の力を借りて広域的に取り組むことなども大切になってくるのではないかと思います。

この新聞を読んで、私自身もすごく感銘を受けたのですが、山形市では、米沢市もそうだと思うのですが、国から5歳児健診の指示が下りてきたのは本当に短期間だったようです。だから米沢市も大変だったと思います。

山形市では、その短期間の中で、担当者の必死な思いや準備についての苦労もお聞きすること

ができました。やはりこの成し遂げようとする担当者の熱い思いを感じました。

国が何のために5歳児健診をするのか、そして全国展開を図る意図は何かというのをしっかり見据えていただきまして、市によって状況は違うわけですが、小児科医が少なかったり多かったりとか、また大きな総合病院があったりなかったりとか、やはりそれはあると思いますが、実施するにはどうしたらできるのかという視点で、さらに私は検討が必要ではないかと思いますが、部長いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおりかと思っております。やはり何をすればできるのかという視点に立って、事業を検討する必要があると考えております。

もちろん米沢市医師会との調整も必要となりますが、実際実施するに当たって、何が本当に課題になるのかも含めまして、さらに検討を進めたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) やはり米沢市では小児科医が不足している、またほかの町では、例えばいろんな専門医が、専門の担当が少ないとか、そういうのがあると思うので、やはりそこは協力できることは広域的に協力していくというのは、私は大切なことかと思っております。

最後に、近藤市長にお伺いいたします。高齢者の身元保証のサポート相談窓口、また5歳児健診などについて、やはりできないということを挙げる前に、できるためにどうしたらいいかという姿勢が私は大切だと思うのです。近藤市長も今、米沢市の好循環のためにいろいろ事業を考えて行動を起こされておりますけれども、今私が質問させていただいたことに対して、近藤市長のお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 山田議員、ありがとうございます。

山田議員は、もう看護師としても実績を積まれた議員でありますので、大変参考になるといいますか、勉強させていただきました。

とりわけ5歳児健診については、議員御指摘のとおりでありまして、現実には厳しいのは、全くもうそれは議員も十分御存じの話の上で御質問されているかと思いますが、やはり広域的な連携の話も含めて、できない自分に悩むより、何ができるか考えようと、こういうことかと思っております。

やはり子供たちの立場に立てば、切れ目のない健診というのは非常に大事だと、こういうことは全く同感いたしましたし、今日改めてそのことも認識いたしましたので、担当部長も研究するという話でありましたが、私としてもそのことを強く後押しをしたいと、こんな思いでございます。

ほかの点につきましても、それぞれ重要な指摘だと思っておりますので、学童の件につきましても、第2の学校というのは全く同意でございますので、そういう観点から、教育委員会、健康福祉部、協議を進めたいと思っております。

以上です。

○相田克平議長 以上で19番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、こどもまんなか推進について外3点、16番遠藤隆一議員。

〔16番遠藤隆一議員登壇〕（拍手）

○16番（遠藤隆一議員） おはようございます。米沢爽風会、遠藤隆一でございます。

本日は、御多用の中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますので、早速質問に移らせていただきます。

本日の質問大項目は4件でございます。

一つ、こどもまんなか推進について、一つ、放課後児童クラブ（学童クラブ）について、一つ、将来を見据えた学校再編について、一つ、生活困窮者自立支援事業について、以上4件です。

吉村美栄子県知事が、人に寄りそい未来を見ずえた県づくり予算と銘打った2024年度の事業計画において、しあわせ子育て応援の事業として、「こどもまんなか山形」推進を県の重点事業に掲げております。これは、昨年度に施行されたこども基本法で、子育て施策の決定と実施、評価に当事者の意見を反映するため、国や都道府県が必要な措置を講じることを定めているためであり、それを受けて、山形県は本年度、当事者の声を広く取り入れる仕組みづくりを進めるものとして、県内小中学生による県こども会議を開催するとして、まずはその前段として、地域ごとに専門家をファシリテーターとして配置して勉強会を開いたり、また保護者らが育児の悩みや県に対する期待を話し合う座談会を子育てホンネトークと銘打って開催したり、テーマを設けて当事者の声を募るこども・若者パブリックコメントの実施や、やまがた子育て応援サイトの中に子供、若者の意見を募るこども意見箱を開設するなど、そうして集めた意見を最終的に県こども計画に反映させるとしております。

このように、子供や若者の意見を聞き、その意見を尊重し、実践していくこと。この趣旨に共感、賛同し、その取組を応援し、自らもアクションに取り組む個人、団体や企業などの輪を広げ、こどもまんなか応援サポーターを増やすことが、地域の意識の醸成を図る上で重要と思われます。

そこで、大項目1、こどもまんなか推進についてお伺いします。

本市としては、この山形県が掲げる施策とどのように連携していくのか、もしくは米沢市独自の子どもまんなか推進プランの用意があるのかをお聞かせください。

続いて、昨年12月の定例会の一般質問で取り上げた子ども条例、子供の権利を守る条例の制定について、健康福祉部長より、今後、調査研究してまいりたいという御答弁を頂戴しました。その後の検討の状況についてお聞かせください。

大項目2の放課後児童クラブ（学童クラブ）についてでございます。

近藤市長は、好循環の米沢の施策として、また令和6年度の重点取組として、働く子育て世帯を応援するため、放課後児童クラブ利用料の無償化を検討するとされています。

そこで、お伺いします。

一つ、検討の進捗状況及び無償化に向けた具体的なスケジュールをお聞かせください。

また、無償化を進める上で、どういった懸念材料や課題があって、それらに対してどのような施策を検討されているのか。現時点で具体的なものがあればお答えください。

そして、あわせて、起こり得る諸問題に備えて、その対応を学童クラブ側に背負わせるのではなく、市当局の体制、窓口を強化するべきではないでしょうか。その点もお聞かせください。

そして、同じく学童クラブの活動環境について、先ほどの山田議員の質問に重複するところがありますので御容赦いただきたいのですが、長期休暇及び酷暑において、学校、コミセンの利用は、やはり学校ごとにロケーションが異なるわけですか。そうすれば、コミセンが近くにある、ない、様々でございます。

また、プール利用の再開のお考えはないのか。夏休みは市民プールも閉められております。子供たちの水泳の機会が失われているように思います。

そして、屋内遊戯施設「くても」、もくいくひ

ろばの団体利用について、これが長期休暇中においては学童クラブの使用を受け付けないということがあったそうです。ということで、市外の施設まで移動して利用したということをお伺いしております。その点についてもお聞かせください。

また、先ほど山田議員の質問の中にもありました暑さ指数計もそうですが、学校のガイドラインに倣うのであれば、そういったものが必要で、空調設備、給水装置など熱中症対策に対する補助はあるのでしょうか。先ほど、そういったプランがあるということでしたので、具体的にお聞かせいただければと思います。

そして、福祉バスは年2回の利用ができるわけですが、これに追加したような移動手段の御用意の検討はないのでしょうか。

以上、お聞かせください。

大項目3、現在の適正規模・適正配置計画のその後は。

本市の米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画については、令和6年4月の改定において、古山議員の質問にもあったように、1学年1学級の小規模校についても複式学級とならない限りは認めるとされ、令和6年度以降は、令和9年度に予定されている広幡小、六郷小、塩井小の統合以外は白紙に戻されて、見通しが立てられていない状態です。

中学校についても、令和11年度、米沢一中と米沢七中を統合するという案で、東成中学校とするまでは計画されていますが、その後、令和12年度以降についてはまだ示されておりません。

やはり子育て世帯、そうした方が人生のロードマップを、人生を決めるとき、どこで教育を受ける、どこで子育てをしたいと決めるときは、明確なロードマップを示していただくべきではないでしょうか。そこで、どのように将来を見据えているのかをお聞かせください。

今、10年後は中学校も国の指定する適正規模を下回ることが予想されています。当然昨年度、出

生者が358人なわけですから、この10年、年々25人ずつ減っているという計算でいけば、10年後には小学校も入学生が300人を下回って、中学生も450人を下回るという状況になります。

そうした状況を踏まえて、次の質問ですが、本市が重要事業要望としている県立中高一貫教育校の設置について、本市における検討委員会はどういったものが開かれているのでしょうか。そして、どのような方針で、どのような学校をつくられる、御要望される計画なのか。

また、併設型一貫校とありますけれども、どの学校またはどの新設学校とするのか。その場所はお考えなのか。どの程度の規模の学校になるのか。要望する開校年度とそこに至るスケジュール等について、具体的にお示しください。

最後に、大項目4、生活困窮者自立支援事業です。

今年度、本市が新規重点事業としている生活困窮者自立支援事業については、目的と事業概要に、生活困窮者のうち就労に対し阻害要因を持つ者を対象として、その特性に応じた就労体験、就労の場を開拓、確保し、地域の協力事業者との連携を推進するため、要支援者と受入れ企業双方のマッチングとフォローアップ支援を行い、安定した雇用につなげるとございます。これは、従来の就労準備支援事業とは異なり、国庫補助100%の市単独実施のモデル事業でございます。

本県は、私なりの解釈としては、安定した雇用を目指すよりも、まずは何よりその受皿となる企業、協力者を増やしながら、地域における意識の醸成、啓蒙を図ることが目的の一つではないかと、そのようにも捉えています。

そこで、お伺いします。

やはりこういったアクションを起こすときには、現状を把握することが重要かと思えます。このひきこもりというものは、従来、県、保健所で進めておったものでございますが、近年は各自治体、市町村にシフトしております。その国の方針の中

で、やはりひきこもりは身近な市町村が主体的に取り組むことが望ましいとされております。

そして、まずその受付の御相談の窓口を明確化する必要があると。また、地域のネットワークを構築する必要がある。このネットワークというのは、プラットフォームと言い換えてもいいのかもしれませんが、その構築はされているのでしょうか。

また、実態把握に努めるということも要件とされております。この実態把握というものをされているのでしょうか。また、加えて、公表される御予定はあるのでしょうか。

最後になります。

生活困窮者自立支援事業の現状の進捗と今後の予定を具体的にお聞かせください。その際、具体的な取組内容、進捗状況、問題点等あれば、また本件は単年度事業なのか、来年度以降も継続事業となるのかも併せてお聞かせください。

以上、演壇からの質問を終わらせていただきます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私からは、大項目1、2、4についてお答えいたします。

初めに、1、こどもまんなか推進についての(1)山形県事業「こどもまんなか山形」との連携についてですが、県の令和6年度当初予算主要事業の概要に掲載されている「こどもまんなか山形」推進プロジェクトにつきましては、こどもまんなか社会の理念を掲げたこども基本法の施行や、こども未来戦略など、政府の子ども・子育て施策の重点化を踏まえ、子育てするなら山形県の実現に向けて、県の子ども・子育て施策や少子化対策を強化することを目的とした事業となっております。

この事業の一つとして、「子ども・若者の意見を聴き反映する仕組みの構築」が、議員お述べの事業であり、その内容は(仮称)山形県こども会議等の開催、子供、若者や子育て当事者が意見を表明できる機会の確保などで、詳細についてはこ

れから決まっていく予定であると県の担当から聞いているところです。今後、詳細が明らかとなり、市として連携や協力していけることがあれば対応していきたいと考えております。

また、県の令和6年度当初予算主要事業概要において示されている、「こどもまんなか山形」推進プロジェクトについては、予算編成において、それぞれの部署で既に実施している事業と新規事業等を集約したものとのことでした。

このような方法で事業内容を提示することは、有効な発信の戦略としても考えられることから、今後市としても事業をどのように提示していくか、研究していきたいと考えております。

次に、(2)本市独自の取組についてになりますが、市として独自にどのような取組をしているかにつきましては、今年度から実施している学校給食無償化事業や、18歳までの子育て支援医療給付事業、保育所・認定子ども園等の3歳未満の第3子以降の保育料と、3歳以上の第3子以降の副食費の無償化事業が挙げられます。

子育て家庭への経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境を整え、子供の健全な成長を支援していきたいと考えております。

また、県のこどもまんなか応援サポーター宣言において示した組織と取組として、県職員の仕事と子育ての両立を目指し、男性育児休暇取得率100%を目指しておりますが、本市の市職員においては、マニュアルの整備などにより、ワーク・ライフ・バランスを推進している中で、特定事業主行動計画策定時の男性育児休暇取得率の目標30%に対して、令和5年度の実績で78.6%と目標を大幅に上回る実績となっており、さらに推進を図っていくこととしています。

市として、それぞれの部署で子供や子育てに係る取組を行っているところですが、今年度はアンケート調査を実施した上で、第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画を策定する予定であり、ニーズをしっかりと捉え、子供を真ん中に据えた

施策を推進してまいりたいと考えております。

子供の権利に関する条例の制定については、令和5年12月定例会において議員からの一般質問でお答えしておりますとおり、各自自治体で制定されている子供の権利に関する条例は、平成6年に児童の権利に関する条約が我が国で批准されたことを受け、制定されております。

各自自治体における条例の規定内容を確認いたしますと、基本理念、基本方針、さらに各種主体の責務として、市の責務、共通の役割、保護者の役割、地域の役割、学校の役割などが明確に規定されております。

条例の制定に当たりましては、子どもの権利条約に定められた子供の権利の理念に基づき、子供の尊厳と権利が尊重されるよう、行政や家庭、学校など、地域におけるそれぞれの役割を明確化するなど広範囲にわたるため、行政のみならず市民や各団体、企業など、市全体で子供の最善の利益を尊重していくという機運の高まりの中で行うものと考えております。

子供を取り巻く環境の複雑化、核家族化、そして地域とのつながりの希薄化などが進む中であって、地域全体で子供、そして子育て世帯を支えるため、平成24年に成立した子ども・子育て支援法に基づき、本市においても子ども・子育て支援事業計画を策定し、その基本理念として、「子どもの笑顔が輝くまち はぐくみのさと米沢」を掲げ、子ども・子育てに関する事業を推進しております。

今年度は、第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画策定に向け作業を進めているところです。この計画を基に、子育て施策を広く市民へ周知し、各関係機関と連携しながら業務を推進していきたいと考えていることから、子供の権利に関する条例の制定については、現段階では考えていないところです。今後の情勢を見極めながら、引き続き調査研究をしていきたいと考えております。

次に、2、放課後児童クラブについての(1)

無償化計画についてですが、放課後児童クラブの保育料無償化については、今年度から検討を始めることとしております。保育料の無償化により、入所児童は増加するものと見込んでおりますが、児童数が減少する中で、実際どの程度の増加となるのかを推計する必要があります。

現在、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケート調査を6月中旬から子育て世帯3,000世帯に対して行う予定です。この調査結果に基づき、今後5年間の放課後児童クラブの利用児童数の推計を出すこととなります。あわせて、無償化となった場合の補正を推計したいと考えております。

また、各放課後児童クラブへの聞き取りを行い、保育料無償化に向けての課題など、現場の声を聞きしたいと考えております。

保育ニーズや児童数の推移、また各放課後児童クラブのハード面、ソフト面の状況なども考慮し、さらに財政状況も勘案しながら、今後のスケジュール及び実施時期を含めた制度設計について総合的に判断してまいりたいと考えております。

(2) 無償化に伴う懸念事案について、議員お述べのとおり、保育料の無償化に伴う利用児童数の増加には、支援員の確保や施設の確保が必要となります。また、待機児童の発生も懸念される場所です。

保育料の無償化を実施するに当たっては、この課題の解決も含めて検討し、全体的な制度設計をすることが必要と考えています。施設整備に関する補助金の見直しや借り上げ料の補助額見直しについては、財政状況を勘案しながら総合的に判断していきます。

このほかに、保育料の無償化を進めるに当たっての課題としては、各クラブの保育料が一律でないことから、放課後児童クラブ間での不公平感が生じないような制度設計とする必要があると考えています。

○相田克平議長 ここでマイクシステムの不具合に

より暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時27分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

マイクシステムトラブルにより若干中断いたしましたので、答弁の途中からの再開となります。それでは、答弁をよろしくお願ひいたします。

○山口恵美子健康福祉部長 (2) 無償化に伴う懸念事案について、議員お述べのとおり、保育料の無償化に伴う利用児童数の増加には、支援員の確保や施設の確保が必要となります。また、待機児童の発生も懸念される場所です。

保育料の無償化を実施するに当たっては、この課題解決も含めて検討し、全体的な制度設計をすることが必要と考えております。施設整備に関する補助金の見直しや借り上げ料の補助額見直しについては、財政状況を勘案しながら総合的に判断していきます。

このほかに、保育料の無償化を進めるに当たっての課題としては、各クラブの保育料が一律でないことから、放課後児童クラブ間での不公平感が生じないような制度設計とする必要があると考えています。

このほかにも、各放課後児童クラブからの個別の課題が生じてくる可能性もありますので、先ほども申し上げたとおり、各クラブからの聞き取りを十分に行い、対応していきたいと考えています。

次に、市に窓口を一本化し、入所受付やクラブのサポートをするべきではないかについてですが、放課後児童クラブの入所については、児童が通う小学校区により対象クラブが限られること、保育料や預かり時間、保育方針等がクラブによって異なることなどから、保護者が直接実施主体と

話をし、安心感を持って利用していただくことが重要であると考えておりますので、入退所の受付等については、これまで同様、実施主体が直接行っていただきたいと考えております。

なお、クラブから入所受付に対して相談がある場合には、その都度クラブに助言を行うなど、サポートを実施していきたいと考えております。

(3) 活動環境についてのうち、屋内遊戯施設の長期休暇の団体利用と熱中症対策にかかった経費の市からの補助についてお答えいたします。

令和5年10月にオープンした「くても」の団体利用について、オープン初年度は、利用状況を把握し、安全安心に御利用いただけるよう、昨年度の冬休みや春休みの団体利用を制限してまいりました。現在の団体利用は、個人利用が少ない平日のみとなっております。

「くても」の長期休暇における団体利用に当たっては、放課後児童クラブから団体利用の要望もあること、また各種団体の活動場所の選択肢を広げる必要性もあることから、長期休暇の団体利用を可能とする方向で指定管理者と調整しているところです。

この夏休み期間中の平日からの運用を考慮することから、詳細が決まり次第、市民や各種団体等に周知したいと考えております。

熱中症対策にかかった経費に対する市の単独での補助金はありますが、国の放課後児童クラブ環境改善事業費補助金、これは100万円を上限としています。国、県、市それぞれが3分の1を負担する補助金を活用しています。各放課後クラブにおいては、保育室や静養室などへのエアコン等の設置や熱中症対策に係る備品等の購入に既に活用されています。

福祉バスの利用に当たっては、1団体年2回となっておりますが、この夏にあつては公共施設においても無償で利用できる方向性が示されておりますことから、その移動手段として、福祉バス所管課との調整を行ってまいりましたが、既に夏休み

期間中の運行においては、放課後児童クラブが長距離の施設外保育を実施するという一方で、ほぼ予約が埋まっているという状況もありますので、その空いているところであれば利用可能となるような方向で今検討させていただいているところです。

続いて、4、生活困窮者自立支援事業についての(1)地域の現状についてお答えいたします。

15歳以上のひきこもりの実態についてですが、市独自に実態調査をしたものはありませんが、山形県において困難を有する若者等に関するアンケート調査が実施されています。

この調査は、平成25年から5年ごとに実施され、令和5年10月から12月の期間に3回目の調査が実施されています。

この調査は、地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員からの回答に基づき集計されたもので、県において置賜地域の数値が公表されており、平成30年度調査時は332名、令和5年度調査時は293名となっております。市町村別の数値は非公表となっておりますが、本市におきましても、困難を有する若者等に該当する方がいらっしゃることは認識しております。

また、令和5年度の調査回収率は87%を超えておりますが、地域住民とのつながりが強い民生委員・児童委員でも、全ての世帯状況を把握することは困難であるため、調査結果の人数よりも、困難を有する若者等が多くいるのではないかと想定しております。

困難を有する若者等の問題は、大きな社会課題の一つです。困難を有する若者等については、それぞれが抱える問題そのものが非常にデリケートな面が多く、専門的知識や豊富な経験、きめ細やかな対応が必要であり、さらに一時的な取組ではなく、ケースによっては数年単位での対応が必要となる場合もあるため、民生委員・児童委員のほか、社会福祉法人、NPO法人などの関係機関と連携するほか、社会的な自分の居場所づくりの

ため、身近な町内会などとも連携を図り、直接、間接的に地域ぐるみで支えることが重要だと考えています。

次に、(2)今年度の進捗状況と今後の予定についてお答えいたします。

困難を有する若者等を含む、ひきこもりや障がい、傷病など、就労するに当たり阻害要因を抱える方への支援として、今年度新たに実施している米沢市就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業の進捗と予定について説明をいたします。

今年度から、この事業はNPO法人に委託し行っており、4月の実績として、企業訪問として15社へ22回の訪問を行ったほか、就労体験の受入れ先企業として8社に承諾をいただいております。実際に3名の方が就労体験を行っており、就労体験までには至らないものの、訪問等での面談実施により新たな挑戦への一歩を踏み出している方も数名いらっしゃいます。開始から1か月ではありますが、十分な効果が出ていると評価しているところです。

来年度以降の事業継続についてですが、今年度は市町村を中心としたモデル収集事業となるため、10分の10の国庫補助事業となっています。現段階での情報では、令和7年度以降は就労準備支援事業として実施が検討されているため、市の負担額が生じてくるものと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、初めに、2、放課後児童クラブについてのうち、(3)活動環境についてお答えします。

学校プールの利用につきましては、近年ますます暑さが厳しくなってきたことから、校長会と共に新たな視点で検討してきたところです。

具体的には、米沢市小中学校水泳プール管理要綱を改訂し、従来6月20日からとしていた水泳授業の開始時期を早め、6月1日から使用できるこ

ととし、水泳授業の開始時刻も従来より1時間早め、8時30分からの実施を可能としました。このことで、1学期で学習内容が終了できることから、プールの使用は1学期のみとしたところです。

夏季休業中は低学年から高学年まで多数の児童が利用することが想定されますが、その際にはプールの行き帰りの安全確保に大きな不安があります。児童の安全面を最大限に考慮して、夏季休業中のプール開放は行わないとしたところです。

次に、3、将来を見据えた学校再編についての(1)現在の米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の計画期間後の方針はについてお答えします。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画は、少子化による児童生徒数の減少を背景として、従来の学校規模や学校配置では、子供たちの教育環境や教育の質の確保が難しくなることが予想されることから、将来的な生徒児童数の推移を見込んだ上で、再編統合の取組を定めた計画となっております。

なお、この基本計画の計画期間は、平成30年度からの20年間となっておりますが、おおむね5年ごとに見直しを行うものとし、見直し時において児童生徒数の変動に対応した所要の施策を検討することとしております。このため、令和6年4月の改定でも、最新の児童生徒数を基に把握可能な令和11年度までの推計に基づき計画の見直しを実施しております。

見直しの結果、小学校の適正規模の基準について、1学年2学級以上、全体で12学級以上としていたものに加え、新たに1学年1学級以上、全体で6学級以上の基準を追加し、いわゆる小規模校と呼ばれる小学校についても単独校として維持することが可能となりました。

これは、GIGAスクール構想により導入された1人1台端末を活用することにより、自校にとどまらず、小中学校間の垣根も越えて、子供同士での学び合いや多様な考えに触れる機会を創出

することが期待できる環境が整ったことを受け、見直しに至ったものです。

将来的に少子化傾向がさらに進む可能性を見据え、小規模校であっても学校を支援いただいている地域と連携しながら、子供たちにとってよりよい学習環境が維持できると認められる限りは、現在の形で学校を継続していくべきとする基本的な考えを示させていただいたところです。

この適正規模に関する考え方については、年々変化する児童生徒数の状況にも十分対応できるものであると考えております。

次に、(2)中高一貫教育校についてお答えします。

中高一貫教育校については、山形県が県立学校として整備を進めていくものになっております。このため、基本的な考え方として、当該学校における教育理念や教育課程については県教育委員会がその責任において作成することになります。

県立中高一貫教育校が設置される場合は、既存の市立中学校と統合するのではなく、新たに県立中学校が開校することになります。設置する学科については、県が平成21年に策定した山形県中高一貫教育校の設置構想に、高校卒業後の進路選択の幅が広い普通科を基本とすると示されております。

中高一貫教育校では、中学校と高校の6年間で教育することから、豊かな体験を通して、従来の教育では伸ばし切れていない生徒の能力や個性を伸ばすことが期待されます。

本市としましては、置賜への設置となれば米沢市にという思いを持ち、令和2年度より重要事業要望書に記載し、県へ働きかけております。

実現に向けた本市の今後の動きとしましては、今年度中に教育委員や教育委員会事務局による東桜学館中学校・高等学校や、この春開校の致道館中学校・高等学校といった先進校視察の機会を設けたいと考えております。

また、行政担当者自身の理解を深めるために、

県教委に依頼し、高校再編や中高一貫教育校について説明を受ける勉強会を開催したいと考えております。その上で、教育関係者をはじめとした様々な分野の方々を交えて、本市における中高一貫教育校の具体的な将来像を考え、市民の皆様と共有する取組を行ってまいりたいと考えております。

中高一貫教育校の設置に向け、教育委員会や関係各所と共に一つずつ丁寧に進めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私から、2の(3)放課後児童クラブの活動環境についての御質問のうち、関連がありますので、コミュニティセンターの利用についてお答えいたします。

先ほど、山田富佐子議員の御質問でもお答えいたしました。放課後児童クラブがコミュニティセンターを利用する際の使用料免除につきましては、減免基準の全体的な見直しの中で検討し、令和7年度からの実施を予定しておりました。

しかし、今年度も酷暑となる予想であることから、熱中症対策として、この6月からクーリングシェルター開設期間の終期となる10月23日まで、使用料を臨時的に免除することを決定し、各クラブに通知したところであります。

免除の対象は使用料であり、冷房料は徴収することとなりますので、御理解をお願いいたします。

なお、既にほかの団体が予約し、空きがない可能性もありますけれども、各コミュニティセンターを通じて、利用希望者が融通し合いながら、過度に偏ることがないような利用を呼びかけていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず大項目1のこどもまんなかの推

進についてでございます。

例を挙げれば、山形市、鶴岡市、酒田市等でもこどもまんなか応援サポーター宣言をして、それぞれの取組がなされているところがございます。ぜひ近藤市長には、こどもまんなか応援サポーターとして、子育てするなら米沢市の旗を掲げて、こどもまんなかアクションを積極的に進めていただきたいと願うところですが、市長、一言いただけないでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

子育てしやすい米沢というのは、新しい好循環の米沢の一丁目一番地でございますし、母になるなら米沢市といいたいでしょうか、子育てしやすい環境をつくりたいということでその政策を打ち出しております。

遠藤議員おっしゃるとおり、県もそういうことでありますから、やり方はいろいろあるかと思えますけれども、県と歩調を合わせる形で、どうであれ県と歩調を合わせる形で、子供のことを中心にした政策体系を進めていきたい、このように思っております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) ありがとうございます。

続きまして、放課後児童クラブについてでございます。

今年度は検討するということですが、無償化となれば、また働き方の改革ですとか、様々なことが功を奏して、働かれる方が多くなってきているところもあります。そうすると、やはり今年、1年生については、通常大体6割だったものが8割近くまで上がっている施設もございます。

また、やはり5年生、6年生と高学年まで残るお子さんも増えてくれば、今1人当たり1.65平米というところも、十分な広さかといえ、そこにも問題が生じてくるのかと思っております。そうしたときに、やはり施設を拡大しなくてはならない、もしくは新設をしなくてはならないという

ころがあるかと思えます。

今後、少子化が進むと考え、私は施設の方にこういう質問をしたのですが、少子化も進むとすれば、今をしのげば大丈夫なのでしょうかと云ったところ、「いや、違います。老朽化が進んでいるので、いずれ建て替えをしなくてはいけない」ということでございます。

そうしたときに、今、施設の整備については、自己負担が4分の1というものがございます。なお、賃貸の借上げ料については、上限が7万円の補助という上限も定められております。

この学童というものは、米沢市の委託でございます。今、一説によっては、月々相当額の返済額を抱えている施設もございます。委託でありながら、お引き受けいただいている方に借金を背負わせているという状況は、ひどく胸が痛むところでございます。

そこで、今、こども家庭庁と文科省そろって放課後児童対策パッケージというものを整えようとしております。その中で、特に放課後児童クラブの受皿の整備の推進というものを一番に据えております。

これはどういったものかという、待機児童の対策というものが一番なのかもしれませんが、今後できるだけ学童に預けてもらおうと。そうしたときに、こども未来戦略に基づいて、例えばアドバイザーもしくはコーディネーター、そうした常勤職員の配置を改善しましょう、もしくは放課後児童支援員の人件費の単価を引き上げましょう、もしくは賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援の補助金基準額を引き上げましょう。そして、施設整備費に係る国庫補助率のかさ上げの継続、これは継続となっておりますが、こういったところを昨年度から補正予算、そして今年度については頭から予算に計上されているものでございます。

ぜひここを利用して、少しでも学童さん、お引き受けいただいている施設の負担を軽くしてい

ただきたいと願うところでございますが、御答弁いただけますでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、本市においても、施設整備をしていただいた場合における借入金に対しては85%の支援をさせていただいております。確かに自己負担4分の1ということにはなっておりますが、その分はできるだけ補填をさせていただいているような状況になっております。

また、借り上げの補助金につきましては、新規で設置した場合という要件が以前はございました。この要件が緩和されているのであれば、現在本市で借り上げ料の補助金額を単独で出しておりますけれども、活用も可能となってきております。

市、県、国の新たなこの制度について、補助メニューの内容が明らかになった場合は、ぜひ活用させていただき対応したいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） ぜひお願いしたいと思っております。その施設整備費についても、やはり年々建設費もそうですし、賃貸料も上がっております。また、施設整備費に関しては3,200万円弱という上限がございます。そうしたものもかさ上げしていただく必要があらうかと思っておりますので、ぜひ国の施策ではあります但よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、先ほど活動環境についてですが、プールの再開はないということですが、市内のそうしたプール施設に、屋内プール施設に移動手段を整えていただひて、そういったものの利用促進を図るような策はござひませんでしよつか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 先ほど、山田富佐子議員の質問等にもお答えさせていただきましたが、学童の子供たちのスクールバス利用につきましては、現時点ではなかなか難しいものだと捉えているところでござひます。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 今後検討していただければと思ひております。

続きまして、大項目3、適正規模・適正配置計画ですが、5年ごとの見直しということで、現在令和11年度までだということござひます。では、令和12年度が見えない中で今子育てをしてらっしゃる方々の不安というのはどういふものなのかと思ひますが、適正規模・適正配置を進める上での効果というものが当初よりあつたはずです。

例えば、社会性を育む、もしくは固定化した人間関係の解除、人間関係の構築できる人間を育てることがござひますが、複式学級になるまでは1学年1クラスでいいのだというのは、この効果というものは果たして要件を満たすものでしよつか、お答えください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 既に、適正規模・適正配置等で統合した学校の児童生徒の様子を見たときに、やはり小規模校で学習がなかなかできなかった部分ができるようになってきたというところは、効果として考えられるかと思ひます。

先日、教育長が申しましたように、校区が広がることで教育資源等、広がっているという効果も考えられるかと認識しております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） やはり複式にならないという人数レベルは9名です。1学年9名というクラスに全学年がなるようなことを想定した場合、私は果たしてその数でいいのだろうかと思ひわけござひます。

今後、施設の一体型、例えば中学校との施設の一体型を考えられたり、義務教育学校へシフトされるような議論というのは現在あるものでしよつか、お聞かせください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、施設一体型ですと

か、小中一貫教育校、義務教育学校といったところについての検討は行っていないところがございます。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 承知しました。

では、時間も限られておりますので先に進めますが、県立中高一貫教育校の設置についてでございます。これは12月にも質問させていただきました。少し質問するタイミングが悪かったのかと思っておりますが、やはり中高一貫校にするということのメリットとしては、固定化しやすい人間関係を緩やかにするとか、あとは教科課程の基準、もしくは学習指導要領の特例を生かして進路の幅を広げていくというところがあるかと思うのですが、いかんせん先ほど申し上げたように、各学校1クラスの小学校ですとか、中学校においても10年後は3クラスとなっていくときに、この山形県中高一貫教育校設置構想に挙げられているのは、中学校は2クラスから3クラス、高校は4クラスから6クラスが望ましいと。例えば東桜学館について言えば、致道館もそうですが、中学校は99名、高校は東桜学館が200名、致道館が280名でございます。言わばマンモス校です。

こうしたマンモス校を米沢市に設置した場合に、しかも設置者は同一者でなければいけないということですから、おのずと山形県になるわけですが、既存の市立の米沢市立校への影響というのは、私は計り知れないものがあるかと思っております。

さらに言うと、12月にも前教育長に質問させていただきましたが、今後、生徒の減少を考えた場合、産業分野がどんどん失われていく。地域に根差した教育、地域の産業が必要としている人材が学ぶべき選択肢がなくなっていくというところを私は危惧しております。

これに対して、前教育長からは、進学だけが目的ではなくて、いろいろな子供のニーズに応じた学びができる高校が設置されていくように県に働きかけていく必要があるという御答弁をいただ

いております。その点に関して、御見解をお聞かせいただければと思います。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 今回の中高一貫教育校も含めまして、高校の再編に関しましては、県教育委員会の所管する事項であります。

今回、鶴城高校が新しくできるということで期待も大きいですし、土屋前教育長が申し上げましたとおり、ものづくりの米沢というところを大切にしていきたいと思っております。

県立中高一貫校につきましては、先ほど申しましたとおり、米沢市としての考え方とか、まだまだはっきり確定していないところでありますので、県の教育委員会などとも連携を取りながら、少しずつその全体像というか将来像を見据えていきたいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 致道館のときもそうでしたけれども、設立、開校するまで、大体準備委員会を設けて4年から5年ほどかかっております。これから5年先、10年先になろうとも、やはりその期間を考えれば、なるべく前倒し、前倒しで検討は進められるべきかと思っております。

県が設置するといっても、やはり米沢の教育に影響を与えては、本末転倒になるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

最後に、生活困窮者自立支援事業についてお伺いしますが、これは私も県の状況というのは把握しております。15歳から19歳のひきこもりは前回、ひいては5年前に比べて42人増えて99人、さらに文科省の調べによると、22年度の不登校児童生徒は小中高全てで増加し、たった1年間で621人も増えて2,661人になっています。

また、このひきこもりに至った、成人になってもひきこもりを続けている方のきっかけを言うと、不登校が16.7%、学校で不登校になった生徒さんがそのまま長期化するというデータが出て

おります。

一番心が痛むのが、ひきこもりの期間が5年以上10年未満が19.5%、10年以上引き籠もっていらっしゃる方が41.6%でございます。これだけ長い間引き籠もっておられた方を、私は実態調査とともに浮き彫りにして、浮き彫りにしてという言葉はよろしくないかもしれません。しっかりと把握して、そこに手を打っていく必要があるのではないかと考えています。

また、民生委員の方を利用した調査もいいのかもしれませんがけれども、なかなか実績に結びつきづらいという意見もお伺いしています。

もともと厚労省の取組ですので、健康診断の郵送と一緒にひきこもりの調査を行うなど、郵便による実態調査が私はより具体的な、家庭からの本当に助けてほしいという声が上がってくるし、手が打てるのではないかと考えています。

市長もおっしゃっています一人も取り残さない、そういった姿勢。そういった場合に、やはり実態を把握していただきたい。ですので、県の結果は出ていますけれども、やはり市としてぜひ把握してほしいと私は思うところでございます。

また、本事業については、健康福祉部長もおっしゃったとおり長期的な問題でございますので、今期で国庫100%というものを終えて、従来の準備支援事業、市の2分の1の予算を使うようになっていきます。ぜひ継続していただきたいと思うところでございます。

では、本日の私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で16番遠藤隆一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、廃校の利活用について外1点、4番関谷幸子議員。

〔4番関谷幸子議員登壇〕（拍手）

○4番（関谷幸子議員） 一新会の関谷幸子です。

今日はお忙しい中、たくさんの方に傍聴に来ていただいて、大変ありがたく思っています。頑張りますので、よろしく願いいたします。

さて、質問の前に、このたび大変うれしい情報がありましたので、お話しさせていただきたいと思えます。

首都圏の大手百貨店の売上げが伸びていて、5月の催事では、北海道は常に1番で、2番は京都、ここは定番ですけれども、3番目に何と山形県が売上げランクに入りました。これにはサクランボは入っておりません。山形県のブース出展では、特に米沢の事業者が頑張ったと聞いております。これは大変うれしいことで、明るい気分になりました。

では、質問に入ります。

大項目1、廃校の利活用についてお伺いいたします。

本市においては、学校適正規模・適正配置等の基本計画により統廃合が進められております。私が住んでいる地区にある三沢東部小学校も、昨年度、西部小学校と統合になり、スクールバスで登校しております。

今後、米沢市は小学校8校、中学校3校としております。もし違うようでしたら、訂正してください。

令和4年に、総務文教常任委員会で千葉県成田市を視察してまいりました。成田市では、学校跡地利用基本方針を作成し、考え方、地域への配慮、学校跡地利用の進め方を明確に行っております。

成田市視察後の9月の一般質問で、我妻徳雄議員が、しっかりとこの廃校の利活用について質問

いたしました。

そのときの総務部長の答弁では、米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方として、今後20年間で建物系施設の延べ床面積の保有総数を20%削減する方針を定めており、廃止後の施設利活用の考え方については、4つの段階で検討しております。

1つ、本市の事業等による利活用、2つ、地域団体等による公益目的での利活用、3つ、民間事業者等による営利目的での利活用では可能性が見込まれる施設の場合に検討する、4つ、施設の利活用が見込まれない場合に施設の解体時期を検討するとの答弁がありました。一向に進んでいる様子が見られません。

地域住民にとって、学校は学びの場として深く思い入れがあり、またその地域の一番いい位置に建っております。やはり、住民への配慮や住民の意向については十分な検討の必要があり、簡単に進まないとは思いますが、また一方で廃校のままにしておくのも地域にとっては厳しい状況です。利用していない建物は傷みが早く、ますます利活用ができなくなると思います。

今後、増えてくる廃校の活用等については、スピード感を持って進めていく必要があると思います。改めて、本市の方針をお伺いいたします。

小項目1、進捗状況はどうなっていますか、お伺いいたします。

さきの市政協議会に示された米沢市公共施設等総合管理計画に係る事業実施状況についての報告がありました。その資料のナンバー2の旧学校利用施設での状況が載せてありましたが、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。また、進まない課題は何か、要因は何か、お伺いいたします。

小項目2、今後の進め方についてお伺いいたします。

令和5年5月の文部科学省における廃校施設の有効活用については、少子化に伴い児童生徒数の減少等で、毎年約450校程度の廃校が全国で発

生しているとのことですが、廃校施設のうち、既に8割は利活用されているとしております。

活用用途としては、学校、社会体育施設、社会教育施設といった公の施設の利活用が多いが、企業等の施設の利活用も多く見られるとのことですが。

2010年9月に文部科学省は、「～未来につながる～「みんなの廃校」プロジェクト」を立ち上げております。この中には、廃校の活用事例や活用の状況、また推進に向けた取組として、活用を希望する廃校の情報や公募の情報のホームページでの提供を通して、廃校を使ってほしい自治体と廃校を使いたい企業への情報発信、マッチングを行っております。そういった情報などを参考にしているのか、お伺いいたします。

また、廃校することを決定する段階だとして、併せて廃校の活用等についても検討することが大変重要だとしております。本市のお考えをお伺いいたします。

大項目2、米沢の食文化についてお伺いいたします。

米沢には、素晴らしい食文化があると思っております。昔から守られて、受け継がれて、この土地ならではの知恵が生かされてきた食文化は、ユネスコ食文化創造都市に認定された鶴岡市にも負けないくらい誇れるものだと思っております。

春にはウコギ御飯、アサツキの酢みそあえ、オカヒジキのからしあえ、ウドとニシンの煮物、ウコギの切りあえ、笹巻など、ほかにもたくさんあります。また、夏には夏の、秋には秋の、冬には冬の季節の食材を利用した郷土料理がたくさんあります。アケビの姿焼きは、個人的には私は大好きです。また、この土地ならではの漬物や、山に囲まれた雪国に住む私たちにとって取りたての山菜をいただけるのは最高のぜいたくと思っております。種類も県内随一です。

私たちは、遠い昔の人たちから、大事な温かい贈物を頂いており、またこの地域の宝だと思いま

す。米沢の食文化についてのお考えをお伺いいたします。

継承していくにはどうお考えか、お伺いいたします。

米沢には、独特な味と香りを持つ伝統野菜があります。時代の変化に多くの固有種がなくなっていく中で、限られた地域の先人の知恵、技を守り続けてきた担い手の思いを受け継ぎ、伝える、最後の大事な今がチャンスだと思いますが、どうお考えですか、お伺いいたします。

小項目2、郷土料理を給食にもっと提供してはについて、お伺いいたします。

現在、学校給食に米沢の食材の牛肉やリンゴ、コイなど提供しておりますが、郷土料理の煮物、あえ物を加えてもいいのではないかと思います。

また、時間があれば、その作り方も一緒に習ってみるとか教えるとかという方法などを検討してはいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。

○相田克平議長 神保総務部長。

[神保朋之総務部長登壇]

○神保朋之総務部長 私から、1、廃校の利活用についてお答えいたします。

まず、進捗状況について御説明いたします。

廃校の進め方は、議員が先ほどおっしゃったように、米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方に基づき施設の利活用を検討しているものがございます。

具体的な進捗状況につきまして御説明いたします。

旧米沢市立三沢東部小学校は、三沢地区での地元利用を検討しており、令和6年度には地元の団体が窓口となり、日本に在住する外国籍の小中学校生を主な対象とした国際キャンプを実施するものであります。

また、旧米沢市立関小学校につきましては、令和5年度にサウンディング型市場調査を実施し、

民間事業者等による施設の利活用について意見を募集した結果、2業者から事業の提案がありました。民間事業者等による施設利用の可能性を見いだしたものでございます。

しかし、この施設の敷地には、住民の権利が残存しているものや公図の不具合などがあったため、サウンディング型市場調査と並行して課題の解決を図ってまいりましたが、いまだ解決ができていない部分もございます。

このことから、敷地の一部を残して利活用を図るなど、利活用の内容について再度検討が必要となっている状態でございます。サウンディング型市場調査は、施設の利用者を特定するものではありませんが、提案のあった事業者には、利活用に当たり解決しなければならない課題があることなどについて丁寧に説明をしてまいりたいと考えてございます。

また、旧関根小学校と旧三沢西部小学校、こちらは両校とも地元団体等による利活用の要望がないことが確認できた状態でございます。今後、民間事業者等による営利目的での利活用の検討に移行するものでありますが、米沢市の状況や旧関小学校の事例などを踏まえ、今後の進め方については検討してまいります。

さらに、令和6年度末に閉校を予定している第五中学校については、市の文書の保管先として校舎等の利用を検討している最中でございます。

次に、(2)今後の進め方についてはお答えいたします。

廃校の利活用の進め方は、米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方にに基づき、本市事業等による利活用、地元団体等による公益目的での利活用、民間事業者等による営利目的での利活用の順に、先ほど議員がお述べのとおり施設の利活用を検討していくと定めてございます。

これまでの取組から、施設ごとに利活用に向けた課題が異なるため、基本的な進め方は継承しながら、施設ごとに課題解決の時期とその方法を見

極めることが重要であると考えてございます。

特に、サウンディング調査を行うに当たりまして、様々な課題が見えてきたところでございます。米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方につきましても、その在り方、基本的な考え方について、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

米沢市におけます施設利用の状況、また社会情勢など、様々な要因を検証し、有効な施設の利活用につながるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

[佐藤 哲教育長登壇]

○佐藤 哲教育長 私から、2、米沢の食文化についての御質問にお答えいたします。

初めに、(1)継承していくにはについてですが、本市には、上杉鷹山公が垣根として植栽することを推奨し、非常食としても利用できるウコギや、同じく鷹山公が領民のたんぱく源の確保と凶作への備えとして家臣の屋敷に池を造らせ育てるよう勧めた米沢鯉のように、先人が歩んできた歴史と豊かな風土の関わりによって育まれた食材により、多くの郷土料理が生まれ、現代の市民にとっても大変なじみ深い食文化が残っています。

しかしながら、近年は少子高齢化や核家族化が進むとともに、生活様式が多様化してきたことで、親から子へ、子から孫へといった世代間のつながりや地域コミュニティへのつながりが希薄になり、これまで家庭や地域の行事などで継承されてきた地域の伝統食や食文化を次世代に受け継ぐ機会が減少し、これらの持つ意味や価値への理解が薄れてしまうことが危惧されています。

平成25年12月に、和食がユネスコの無形文化遺産に登録され、食文化は我が国の誇る文化として世界的に認知されました。郷土の食文化は、生まれ育ったふるさとへの愛着や、帰ってきたという

安心感を与える要素の一つであります。食の素材となる伝統野菜や、それらを生かした郷土料理は、その地域が歩んだ歴史や魅力を体現する顔とも言える存在であり、そこでしか味わえないという唯一無二の価値を持った貴重な地域資源と捉え、次世代に確実に継承していくことが大切であると考えています。

本市としましては、米沢の食文化や郷土料理を継承していく取組として、各コミュニティセンターにおいて、地元の伝統野菜などを用いた郷土料理を作り味わう講座を実施しているほか、米沢栄養大学との連携の下、レシピ集や食育絵本、食育かるたの作成などを行ってきたところです。

今後も、食文化を継承していくため、図書館での食文化の特設コーナーを設置するなどして、情報発信に努めてまいります。

次に、(2)郷土料理を給食にも出していってはどうかについてお答えします。

本市の小中学校では、山形県や米沢市の郷土料理を提供しています。令和5年度における郷土料理の提供回数は、小学校で75回、中学校で39回あり、延べ提供食数は小学校と中学校合わせて3万3,275食となっています。

提供した郷土料理の内容ですが、芋煮、冷や汁、おにぎり、ウコギ御飯となります。このほかに、コイ料理やオカヒジキ、菊入りのおひたしなども提供しております。

日々の給食には、その日の献立に関する一口メモが添えられています。一口メモは、栄養教諭が作成しており、郷土料理が給食で提供される際には、郷土料理の由来や作り方などについての内容が記載されています。児童生徒は、各クラスで一口メモを活用し、郷土料理について関心を持ったり理解を深めたりしています。

また、米沢市ホームページにおいて、郷土料理を取り入れた学校給食のレシピを公開しています。それぞれのレシピには、旬の食材や野菜についての注釈があり、伝統食材の理解と周知が図ら

れるようにしております。家庭でも、郷土料理について会話をしたり、実際に一緒に作ってみたい児童生徒もいると聞いております。

いずれの取組も、先人から受け継がれてきた郷土料理を伝承していくために実施しているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 御答弁ありがとうございました。

私からは、廃校の利活用について再度お伺いたしますが、先ほど総務部長が壇上からおっしゃったように、我々が住んでいる地区にある三沢東部小学校は、昨年度から国際キャンプといいまして、7月、約1か月間、外国の子供たちを受け入れる事業に取り組んでおります。これは、民間、また地域の方たちの努力で一生懸命やっているところですが、やはり子供が少なく、人口が減っている、間もなく過疎になるだろうという地域でこの廃校になっているわけですから、なかなか地元で使うということは非常に難しいのです。

ただ、地元だけでなく、やはり民間の力というものが非常に大事になってきておりまして、私たち住んでいる者も、一生懸命それには協力し、取り組んでおります。

昨年度も、国際キャンプに約20名ぐらいの外国の方が参加し、各ボランティアとして大学生がお食事を作りに来たり、いろいろなことをしました。今回も、微力ではありますが、日本の伝統の茶道を私も4回受け持つつもりですし、時間があれば夜の食事、昼の食事、朝の食事を手伝うつもりでおります。

そういった地域の努力がやはり必要になるのではないかと思いますので、この廃校利用というのは、先ほど言いました文部科学省のみんなの廃校プロジェクトを見ていただくと、本当にアイデア次第で何とでもなるのではないかというぐらい宝の宝庫だと思っております。

例を言いますと、体験交流としては、熊本県のなみの高原やすらぎ交流館とか、新潟の山北ゆり花温泉・交流の館とかありまして、文化の面では世田谷のものづくり学校とか、太陽の森美術館、これは北海道にあります。京都では京都国際マンガミュージアムなどで利用していたり、また福祉施設では、奈良県のすみれ保育園とか、高知県ののんびり館・老人ホームとか、また島根県では、うのピアノクリニックといいまして、中心街から10キロメートル離れている地域なものですから、なかなか診療できないところをこの廃校を診療所に利用している。また、工場、加工施設で一番興味を持ったのは秋田県のしらかみフーズ、これは生ハム工場なのですが、なぜ興味を持ったかという、山あいの気候の風土がハムの工場として最適であるという理由で、そういったことがアイデアとして使われております。

こういったことを、米沢市でも今後ますます増えていく廃校なので、かなり力を入れて考えていかないと、ただ解体するだけになるのでは寂しいのではないかと思います。

教育施設においても、専門学校や、また大学のいろんな施設として使われておりまして、少し前になりますけれども、山形大学工学部の先生から、小野川温泉でもサテライトキャンパスがあったらいいのというお話をいただきましたけれども、山口県でも山口大学がサテライトキャンパスに利用しているということも事例として挙げてありますので、こういったことを検証しながら進めていくというお考えは今後あるでしょうか、お伺いたします。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、こちらの廃校につきましては、日本全国で様々な取組がなされていることは私どものほうでも認識しているところでございます。

民間でそれを行うのか、それとも地元で行うのかというのは様々な状況によっては違うと思

ますけれども、先ほど申し上げましたとおり、その利活用の考え方として、地元であったり、あとは民間のほうへのサウンディング調査などを行って、様々な考え方を広く募集しようとしているところでございます。

議員お述べであったみんなの廃校プロジェクト、または国土交通省にも公的不動産ポータルサイトというのもございまして、そういったところに米沢市の廃校の様々な情報を載せているところではございます。ただ、残念なことになかなか応募がないという現状でございます。

どのようなPRをしていけば、そういったことが、声が集まるかということも工夫が必要ではないかということで色々検討はしているところではございます。

議員お述べのとおり、様々なやり方があるとは思いますが、利用につきましても、本当にアイデアとしては色々日本中あるかと思えます。そういったところをうまく集めて、活用できるように検討してまいりたいと思えます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 私は、米沢市は大変便利などころにあると思っております。都心からも近いですし、東北地方の中でもなかなか真ん中にありますし、流通の面でも非常に便利などころとは思っております。ただ、交通面ではまだまだ発展していないところがございますけれども、そういったこの米沢の地域を生かしたいろいろな廃校の利活用があると思うのです。

私は、六郷の住民の方から、我々お父さんとお母さんの2人しかいなくなったという家庭が多いので、その廃校をみんなでシェアできるような活用もあるのではないかというのをちらっとお聞きしたこともありますし、まだまだその老人ホームとか介護施設に行くには早過ぎる、健康であるうちにそういうところで皆さんと共同で生活していくような施設にさせていただいたらいいのになんていうことも伺いましたので、広く耳を傾

けると結構いろんなところに利活用できると思うのです。だからそういったことも、これから廃校になるところが大変増えていくような感じを私もするのです。

先ほど来、一般質問でもありましたけれども、人口が減少して、昨年度、子供の数が358人しか生まれていないということは、将来、中学校3校なんて言っている場合ではないです。中学校1校で小学校3校になるのではないかという危機感も持っております。

そういったことも含めて、やはりにぎわいというのは大事だと思いますので、そういったことも今後考えながら進めていくプロジェクトチームとかをつくる気はないのかどうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 現在、こちらの廃校利用につきましては、財政課の管財担当という担当で行っております。色々、その課中心に事務局としては動いてございますし、また庁内検討委員会なども部長級を主に組んでおりますけれども、その中でも様々な意見などを集約しながら進めているところではございます。

繰り返しになりますけれども、様々な使い道はあるのかと思えます。そういった情報を集められるような、米沢に情報が集まってくるような様々なPRの方法も工夫して検討してまいりたいと思えます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 財政面のほうも大変だと思いますけれども、国の国庫補助金制度なんかもあるようですし、もう言ってみれば、私が住んでいるところは三中も令和8年度には統合になるわけです。西部地区なんか本当に学校がなくなるという深刻な問題を抱えているわけです。だから、何とかにぎわいを持って、本当に米沢はいいところなのだと行って、移住定住も含めながら、この廃校を有効に利活用していただきたいという切

実な思いがあるので、その辺、市長はどうお考えですか、お願いいたします。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。私も関谷議員と同じ西部地区でありますので、今、関谷議員が御指摘の危機感というのは共有をしているところでございます。

先日、関小学校をしのぶ会というのに参加させていただいて、地域の方々や当時の先生方とお話をさせてもらいました。非常に和気あいあいという中で、やはり一方で関小学校がまだ、今、神保部長からも、計画が進んでいたのですけれども少し中断している中で、非常にこのままでよいのかと、地域が寂しくなっているという切実なお声も聞いたところでございます。

おっしゃるとおり、地域の中核を担っていた施設が、空き家状態が続く、朽ち果てるというのは、非常にまずい、よろしくない事態であります。とはいっても、議員御指摘のとおり、なかなか地域だけで自立的にこの再計画が出るという状況ではございません。

一方で、やはり市民の大事な財産ですから、二束三文のようにたたき売りをしていいというわけでも全くないわけでございます。

先ほど総務部長が御説明したように、公共施設の考え方というものに基づいて、今計画を練っているわけでありまして、おっしゃったとおり、これから一気に廃校が増えます。はっきり申し上げて、いろいろ地域によってそれぞれだろうと思います。西部なら西部の状況があったり、例えば上郷地区でいうと七中ですか。これは先の話ですけれども非常に立派な施設ということでもありますし、それぞれ施設によっては状況が異なるわけでありまして、これまでのルールだけでなく、施設ごとに対策を練る必要もあるのかと一般的には思います。

値段だけではなくて、南原地区は福王寺一彦先生がアトリエとして使っていただいていると。こ

ういう文化的価値といいますか、値段だけではない価値での利用の仕方というのものもあるわけでありまして、あまり一律に考えずに、いかにそれぞれの地区によって有効に使えるかというのを、これから大きな問題にも、今もなっておりますが、ますますなるわけでありまして、大事な資産をどううまく使うかという観点で、議員おっしゃるとおり、総務部長が申し上げたとおりであります、対策を練っていかねばならないと思います。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） ありがとうございます。

先ほど市長がおっしゃったように、南原の中学校は、ある芸術家の方がアトリエとして使用していると。113万円、市のほうに目的外使用料として入れていただいている。

でも、そのほかに南原中学校は、屋内運動場に77万円、校舎部分の維持管理費に230万円かかっているわけです。分かりますか。私、主婦なものだから、その辺のお金の細かいのはもう大変なのです。

それで、旧関根小学校においては、令和3年度に約329万円、関小学校においても248万円の維持管理費がかかると。三沢西部小学校、三沢東部小学校がここにまた入りますから、本当に市の財政というのは非常に大変になるのではないかと考えております。

では、解体すればいいかということ、また解体費用もばかにならないのではないかと考えておりますので、その辺の兼ね合いというのは、財政のほうも大変だとは思っておりますけれども、やはり我々地域の風光明媚とはいきませんが、いいところに、朽ち果てた校舎が残っているというのは非常に残念だと思いますので、この辺を考えながら今後進めていかなくはいけないのではないかと考えておりますけれども、小学校とか中学校とか、これは貴重な建物だと思うのです。なぜかということ、今回は三沢東部小学校で利用するにおいても、消防署の許可はないのです。もうオーケーですから。

小学校は消防署の検査というのは。だから、非常に利用価値があると考えております。

今後も、三沢東部小学校においては、いろいろな方面で活用していきたいと思っておりますので、その辺、市長もなるべく応援のほど、経費は我々で何とか頑張って集めますので、市の財政は使う気持ちはありませんが、そういったところも含めて、今後やはり廃校の利活用というのは米沢市にとって重要な課題だと思えます。

昨日、佐野議員がグランドデザインということで、ドラッグストアの件を話しましたが、やはりそういったことも考えながら、本当に廃校があちこち出てくると、そういったことも含めて大きな課題だと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。総務部長もよろしくお願ひいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

食文化ですけれども、別に鶴岡市と比べているわけではないのですが、やはり戦略がうまいと思うのです。特化した人がいるということもありますけれども、このたびも笹巻ですよね。米沢も笹巻、負けていないと思うのです。それが100年フードに登録されました。この100年フードに登録されたのは、山形県で芋煮と、この笹巻なのです。私がじれったいと思うのは、この笹巻も、私も作り方を前までは覚えていたけれども、今は分かりませんけれども、そういった経験というものも小学校、中学校あたりで習っていたら続くのかなということも考えておりますので、そういったことも今後、食の文化として考えていくにはどうしたらいいかということ、やはり米沢市でも考えていただきたいと思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 様々な昔ながらの調理方法ですとか、そういったことについて、子供たちが学ぶ機会を持つというのは大変有意義なことだと考えております。

今現在も、芋煮ですとか、伝統食材、給食でも出ているようなものについては、どのような形で調理されているのかということを紹介したりするなど、子供たちにも保護者の皆様にも伝えるところでございますけれども、そういったところを様々整理しまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 今年5月の連休に、テレビの報道でインタビューしていた若い人たちが、連休でふるさとに帰ったときに一番何が食べたいかというのをインタビューしていたのです。そうしたら、おばあちゃんが作ってくれた昔ながらのあれが一番食べたいというのをいろんな方がおっしゃっていたものですから、これはそうなのだと思って、食の文化というのは大事なのだと思っております。

今、核家族になっていますから、やはりおばあちゃんから娘、娘から孫というわけにはいかない時代なので、なるべく社会で何とかこの食を維持していってほしいと思っております。

先ほど言いましたドラッグストアではないのですが、やはり食べ物も、非常に外資系のチェーン店が米沢もすごく多くなったと感じております。郷土料理を出すお店というのはそうないし、やはり今、ハンバーグとかイタリアンとか、そういった食べ物のほうがやはり若い人には好まれるのだなとは思いますが、やはりこの食の文化というのは、米沢で言う「かてもの」と言われておりますが、これは代々伝えていく今が最後のチャンスだと思っておりますので、そういった意味ではどうお考えでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷彦彦教育管理部長 今、議員がおっしゃったように、少子化、それから核家族化が進むことによりまして、なかなか親から子に、さらには次の世代にということ受け継がれる機会が大分減ってきているというのは、先ほどの教育長の答弁

のとおりであります。

市の取組としましては、ホームページへの紹介でありましたり、先ほど教育長の答弁にあった様々な取組を行ってきているわけでありませうけれども、そういった食文化、伝統食を受け継ぐ場所というのはやはり生活の最小単位であります家庭かと私は思っております。

したがいまして、伝えていく相手がいなければ、継承、それから次世代への引継ぎもできないと思いますので、やはり若者が米沢に残る、そして一旦離れても帰ってくる、そういった若者定住の取組とともに併せて進めていく必要があるかと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 先日、5月の地方紙に載っていたのですけれども、大学生が山形の食文化を何とか商品化したいということで新聞に載って、資金集めといいますか、そういうのをやっているニュースが出たのですけれども、やはり今の若い方も昔ながらの食べ物というのは非常に大切に思っているのだなということを実感いたしました。

私たちが今住んでいるこの米沢というのは、大きく地球でいうと緯度・経度、本当にいいところに住んでいると思うのです。そうすると、いい食材が生まれると思っておりますので、ぜひ食べ物で釣るわけではないのですが、やはり移住者なり、定住者なり、観光客なり、そういった方を呼び込むためにも、こういったものを残しておくというのは大事なことはないかと思っております。

今回、私はこの食の文化については学校教育の方にしかお話ししておりませんが、観光においても、将来的にはPRして出していきたいとは思っておりますので、その辺、市長はいいことだと思いますか。お考えをお願いいたします。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

この米沢の食文化を観光に生かすことについてというお話でございました。

全く関谷議員のおっしゃるとおりでありまして、米沢に来た方々、これは移住者というよりも、例えば県庁の職員の方で中央官庁から米沢に赴任した方々や、置賜、山形県に赴任した方の話を聞くと、本当に山形県はめちゃくちゃ食べ物がおいしいと、米沢はおいしいですということ、皆さんほとんど10人が10人ともおっしゃるわけあります。

このおいしさというのを、十分宣伝はしておりますけれども、まだまだ実感で来られた方々の生の声を聞くと、もっともっとPRできると、こんなことを実感するところがございます、先ほど教育管理部長もお答えになりましたけれども、食育の点でも米沢には栄養大学という大変すばらしい県立大学があるわけでありまして、こういった栄養大学とも既に連携をさせていただいておりますけれども、栄養大学の学生なり、栄養大学の先生方とも連携をしながら、健康によくておいしくて、かつ歴史的なストーリーもある米沢の食というものをもっと観光面でも今以上にPRする必要があるということは、議員の御指摘のとおりでございます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） ありがとうございます。

今、市長がおっしゃったように、健康面と言いましたけれども、本当にウコギ御飯のウコギはミネラルも豊富ですしビタミンCも豊富です。そういったものも非常に栄養的にも優れているものですし、私は何が一番言いたいかというと、郷土料理というか、上杉鷹山のときから受け継がれた料理というのは理にかなっているのです。よくぞ組合せというか、それを考えたなというところがあります。

例えば、山菜においても、ワラビを戻すのに、あくを使えばいいなんていうのは、昔の人、よくぞ考えたなというぐらいに、そういったものが非

常に多いものですから、それから学ぶ文化ということも私は大事なものではないかと思っておりますので、そういったことをやはり小学生、中学生というか、高校生もいいですけども、小さい頃から教えていっていただきたいと思うのです。

例えば、ウドとニシンが合うと。やはり山形の中でも米沢は、海の魚がないわけです。そこに、干したニシンを戻しながら炊き合わせるというのは、本当にすごく理にかなったおいしいものになると思っております。

また、私ごとですけれども、宿をやっていると、営業の方とか、いろんな方が来ますけれども、やはり毎日油の多いものを取っていると。ここに来ると、やはり山菜とか野菜とかおいしいので、本当に健康にいいということをおっしゃいますので、やはり米沢市ももっともっとPRして、この食というものを、観光にもいろんな面で表舞台に出ていってもらいたいというのは切実な願いでございます。

以上です。私の質問を終わります。

○相田克平議長 以上で4番関谷幸子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

~~~~~

午後 2時05分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、スクールバスと地域公共交通の関係について外2点、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの太田克典です。

まずもって、お忙しいところ傍聴においでくださいました皆様に、心から御礼申し上げます。あ

りがとうございます。

初当選以来、28回目の一般質問になります。今回は3項目を取り上げました。

1項目めは、スクールバスと地域公共交通の関係について伺います。

本市では、予想を超えたペースで少子化が進んでおり、それを受けて小中学校の統廃合も進められています。また、高齢化や人口減少、核家族化も進んでおり、特に周辺部において住民の移動手段の確保が大きな課題となっています。こうした状況は全国各地で広がっていますが、自治体によっては学校の統廃合によって遠距離通学をしなければならぬ児童生徒の通学の手段としてのスクールバスと、高齢者や周辺部の住民の移動手段としての路線バスやコミュニティーバスなどの公共交通を連携させ、利用の拡大や効率化を図ろうとする取組が見られます。

そこで、本市におけるスクールバスと地域公共交通の連携について、当局の考えを伺います。

まず、スクールバス運用の現状と今後の見通しについて伺います。

本市のスクールバスの所有状況、運用・委託状況、車両の保管状況はどうなっているのでしょうか、お知らせください。また、運用マニュアル、事故対応マニュアルなどは整備されているのでしょうか。今後の対応や見通しも併せてお知らせください。

次に、地域公共交通との連携で利用の拡大や効率化を図ることができないか伺います。この問題は、令和2年3月定例会の代表質問でも、スクールバスを利用し、交通空白地域で公共交通として利用できないかとして、我が会派、市民平和クラブが取り上げております。その際には、定期的な運行が求められる公共交通として利用することについては慎重に検討しなければならない、スクールバスの混乗については他自治体の状況なども調査しながら今後研究していくとの答弁がありました。

以来、4年余りが経過しました。改めて伺いますが、地域公共交通との連携を図る上で、どのような問題や課題があるのでしょうか。また、そうした問題の解決や課題の実現に向けて、これまで検討した経過があればその内容をお知らせください。

2項目めは、学童保育所が学校施設やコミュニティセンターを使用する際の使用料について伺います。

学童保育所が学校施設を使用する際の使用料については、昨年12月定例会の一般質問で取り上げました。その際に、学童保育所は子育て支援の観点からも、団体として減免を認めるべきではないかと指摘をさせていただきました。今般、コミセンの使用料に関して、いわゆる趣味の団体は使用料を免除するのではなく、一律に50%の減免を適用するとの見直し案が提案されております。

そこで、改めて学童保育所が学校施設やコミュニティセンターを使用する際の使用料について、団体として免除することの是非についての当局の考えをお聞きします。

3項目めとして、米沢市では職員が離職するに際して、どのように対処しているか伺います。

この項目を取り上げるきっかけとなったのは、5月9日付の沖縄タイムスが1面トップで取り上げていた記事を目にしたからです。労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、いわゆる労働施策総合推進法は、パワハラ防止に関する規定が注目されているようですが、内容はパワハラ防止に関連したものだけでなく、労働者の職業の安定と社会的地位の向上を図ることを目的として様々な規定が盛り込まれています。また、地方公共団体の任命権者に対しても一定の義務が課されています。

紹介した記事は、この法律で義務づけられているハローワークへの大量離職通知書の提出を県内13市町村が提出していなかったことを伝える

ものでした。さらに、このことにより、離職者の再雇用先の確保に支障が出かねない状況になっているとする調査を実施した民間団体の指摘も同時に伝えています。

そこで、伺います。

まず、米沢市では、職員の離職者はどのように把握しているのでしょうか。また、実際の離職者数はどうなっているのでしょうか。特に、離職者が多く発生すると思われる年度末において、会計年度任用職員を含めた各職場の離職者数を把握しているのでしょうか。把握しているとすれば、直近の具体的な人数をお知らせください。

また、法律で規定されているハローワークへの通知を過去に行ったことはあるのでしょうか。逆に、通知を怠ったことはないのでしょうか。お知らせください。

次に、離職者の再雇用先の確保という観点から、米沢市ではこれまで離職する職員に対してどのように対処してきたのでしょうか。また、今後の対処の在り方をどのように考えているか、当局の考えを伺います。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1、スクールバスと地域公共交通の関係についてお答えいたします。

初めに、(1)スクールバス運用の現状と今後の見通しはどうなっているかについてお答えします。

現在、本市の各小学校または中学校において、スクールバスとしてマイクロバスを使用している台数は6台となっています。いずれのマイクロバスについても、本市が保有する車両になります。また、当該マイクロバスを使用したスクールバスについては、民間事業者への運行管理業務委託により運行を行っています。

各マイクロバス車両については、運行管理業務を委託している事業者において日常的な点検整

備を実施し、車両の保管についても委託業務の範囲内となっているところです。

日常的なスクールバスの運行に当たり、その安全な運行を確保し、また万一の事故等の際に迅速に対応すべく、米沢市スクールバス運行管理マニュアルを作成して運用しているところです。当該マニュアルに基づいて、災害時や事故発生時における対応も行っているものです。

また、マニュアルの内容については、毎年、運行業務全般を点検の上、必要に応じて適宜改定を行っております。今後についても同様であります。

なお、スクールバスの運用状況についてですが、各校のスクールバスについて、自校の校外学習のほか、社会科、生活科、総合的な学習の時間、理科などの学習では、他校の校外学習の際にも利用しております。

また、近年は、小学校の水泳授業の際の市営プールまでの送迎、南成中新設工事に伴う第二中学校における学習や部活動等を行う代替グラウンド使用の際の利用が増えております。特に、第二中学校の利用頻度は、少なくとも南成中学校の新しいグラウンドの利用が可能となる令和10年度までは増えるものと見込んでいます。

今後、小中学校の統合に向けた各校の交流事業の折にスクールバスを活用する機会が増加するものと見込んでおります。

加えまして、スクールバスとして、児童生徒の通学を支援するに当たっては、マイクロバス車両のほかジャンボタクシー等のタクシー車両を使用しております。この場合、当該使用する車両は、市内タクシー事業者所有の車両を使用して運行しております。

次に、2、学童保育所が学校施設やコミュニティセンターを使用する際の使用料について、学童保育所は団体として使用料免除の対象とすべきと思うがどうかのうち、学校施設の使用料免除に関してお答えします。

令和5年12月の米沢市議会一般質問でもお答え

しているとおり、学童保育所がその本来の事業目的である放課後児童健全育成事業の活動で学校施設を使用する場合は、公益上の必要性の判断から使用料を免除としておりますが、公益上の必要性が認められない活動で使用する場合は免除の扱いとはしておりません。よって、団体としての要件だけではなく、実際の施設利用の内容も併せて判断しております。

学校施設使用料は、使用許可を得た利用者が施設を利用することによって受ける利益の対価として等しく負担していただくものでありますので、その減免の取扱いにつきましては、今後もこれまで同様、例規の定めにとり適正に判断してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1のスクールバス、地域公共交通に関する御質問と、2の学童保育に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、1の(2)地域公共交通との連携で、利用の拡大や効率化を図ることができないかについてお答えいたします。

現在、取組を進めている公共交通の再編においては、経路等に学校を含む場合に、教育委員会と相談しながら、可能な範囲で学校の登下校時間に合わせたダイヤを設定し、児童生徒にも御利用いただいているところであります。

議員お述べのとおり、他の自治体においては、スクールバスを活用し、登下校時間帯以外の空き時間を公共交通として利用したり、登下校時に地域住民も乗車させる混乗化を実施したりする事例が見られます。

混乗化の課題としては、登下校がない日に運行する場合、経費が増加することのほか、主な利用者として想定される高齢者が、朝早い登校時や夕方の下校時間帯では利用しにくいこと、学校行事等により帰りの時間が不定期となって使いにく

いこと、毎年入れ替わる児童生徒の居住状況に合わせた経路変更が難しいことなどが挙げられます。

登下校時間帯以外の空き時間の活用についてでありますけれども、こちらも学校運営に合わせた運行では、安定的な公共交通としての役割を果たすことが難しいこと、空き時間がどれだけ確保できるか現段階では明確でないことなどの課題がございます。

今後、学校統廃合によるスクールバスの配置がある程度完了した段階において、その稼働状況などを教育委員会と情報共有し、公共交通への活用が可能かどうかを協議していきたいと考えてございます。

次に、2の学童保育所が公共施設を利用する場合の使用料に関する御質問のうち、コミュニティセンターの取扱いについてお答えいたします。

午前中の山田富佐子議員、遠藤隆一議員の御質問でもお答えいたしましたが、昨年11月の学童保育連絡協議会からの要望や、議会での御質問、御意見を受け、今年度、コミュニティセンター減免基準を全体的に見直す検討を行う中で、放課後児童クラブの減免についても検討し、令和7年度から免除することを考えておりました。

しかし、この夏も酷暑となる予想であることから、熱中症対策として、この6月からクーリングシェルター開設期間の終期となる10月23日まで、放課後児童クラブが利用する場合の使用料を臨時的に免除することを決定し、各クラブに通知しております。免除の対象は使用料であり、冷房料は徴収することになりますけれども、御理解をお願いしたいと思います。

私からは以上であります。

○相田克平議長 神保総務部長。

[神保朋之総務部長登壇]

○神保朋之総務部長 私からは、米沢市職員の離職者はどのように把握しているのかと、実際の離職者数についてお答えします。

例年3月末には、常勤職員の退職者のほか、任期満了による会計年度任用職員の退職者がおりますが、このうち常勤職員の退職者については、人事管理上の必要性から、当然に退職者数を把握しているところですので、ここでは会計年度任用職員の退職者数の把握について御説明いたします。

会計年度任用職員は、制度上、1会計年度ごとの任用であります。能力の実証を踏まえた上で再度の任用があるため、実質、数年間継続する方がいる一方、自己都合による退職や業務縮小に伴う職の廃止による退職等がありますので、毎年、年度末にかけて、任用する業務の有無、会計年度任用職員への意思確認等を行い、退職者数の把握をしております。

会計年度任用職員制度が始まりました令和2年度以降の各年度末退職者数について、市長事務局におきましては、令和2年度は24人、令和3年度は30人、令和4年度は28人、令和5年度は31人でありました。

ハローワークへの提出が義務づけられている大量離職通知書は、1か月に30人以上の離職者が生じる場合に提出するものでございますが、その離職者には6か月以下の任用であるものや、本人都合の離職は含まれません。

先ほどの各年度末の退職者数のうち、対象外となるものが一定数含まれるため、結果的に通知書の提出は不要となることから、これまでハローワークに対し本通知書を提出したことはございません。

次に、教育委員会事務局の退職者数について、令和2年度は16人、令和3年度は12人、令和4年度は16人、令和5年度は10人でありました。教育委員会につきましても、提出要件の人数に満たないことから、ハローワークへの本通知書の提出はございませんでした。

市長事務局と教育委員会事務局では、別の事業所として雇用保険の手続が行われ、それぞれ

提出要件の人数に満たないことから、通知書の提出はありませんが、離職票の手続等を円滑に進めていくため、ハローワークに対してはあらかじめ離職者数を口頭で伝えるなどしているところがございます。

退職者の退職理由としては、任期満了後、次の就職先が決定しているとか、家庭や健康上の事情で今後働く予定がないといった本人の都合である場合が大半を占めますが、引き続き職を求めている方もいますので、ハローワークでの再就職活動等に支障が出ないよう、速やかに手続を行っているところです。

次に、離職する職員に対してどのように対処してきたか、また今後の対処の在り方をどのように考えているかについて、お答えいたします。

会計年度任用職員が任期満了や同じ職に再度の任用にならなかった場合には、次年度の会計年度任用職員募集の求人への応募を希望される方が多いようです。そこで、それらの方には、市がハローワークに出す求人の一覧を提示し、自ら情報を集める手間をなくすようにするとともに、応募の検討をお勧めしております。

そのほか、会計年度任用職員登録制度の説明を行い、登録された方の中から、市で募集する短期任用の職の紹介をしております。また、その他の職を探す方のためにも、離職に伴う事務手続を速やかに行い、確実に市からハローワークにつなぐこととしております。

今後につきましても同様の対応を行い、離職する方が円滑な求職活動ができるよう配慮してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） まずは御答弁ありがとうございました。順次、質問席から質問させていただきたいと思っております。

まず、スクールバス関連ですけれども、保管場所についての御答弁がなかったようですが、保管

場所はどちらになっているのでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

各委託事業者の駐車場ということになっております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 確認ですけれども、各学校に車両を保管していないということによろしいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 そのとおりでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） これまではそういうことであろうかと思いますが、今後も同じように委託業者のところに駐車されるということによろしいかどうか、そこは改めてお聞きしたいと思います。

今後とも、小中学校の統廃合が進むという状況が考えられるわけですが、まず午前中の答弁でもありましたが、スクールバスそのものの台数は増えていくと考えてよろしいと思いますが、いかがですか。間違いありませんか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 今後進めていく小中学校の再編統合に伴いまして、スクールバスの運行のニーズは増えるものと捉えておりますので、それに従ってスクールバスの台数についても増えていくものと捉えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 演壇からも御紹介しましたけれども、この項目については4年前の3月の定例会でも質問しておりまして、そのときの答弁では、当時、令和2年3月現在で5台所有という答弁があったようです。それが6台ということですので、この4年間で1台増えているということだろうと思いますが、台数も今後は増えていくだろうと当然考えられるところでもありますけれども、運用経費については、見通しはいかがでし

ようか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 運用経費につきましても、確定的な今後の必要台数はまだ算出できていないところでもありますので、市が車両を購入して運行に供するとした場合に、その統合予定年度に応じて順次車両を増やしていく、あとスクールバスを動かしていくという形になりますので、なかなかそこまでの見通しは持っていないところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 金額をお聞きしているのではなくて、運用経費の見通しです。経費が増加していくのではないかと。当然、台数が増えれば、運用の委託費がかかっているわけですよね。それが増えていくのではないかと、そういうことをお聞きしたかったわけですが、改めてお聞きしますが、増えていきますよね。そのときの財源というものはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 スクールバス運行に関わる経費につきましては、普通交付税の算定対象となっております。一般財源ということをご想定しております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 全額対象なのかどうか、それは条件にもよるのだと思いますが、具体的な金額については、令和4年度の決算書を見ますと、例えば上郷小の運行業務委託料825万円、それから第二中学校については1,650万円が計上されています。そのほか臨時的なものとして、臨時運行委託料、小学校のほうですが69万円余り、プラネタリウム学習として17万円余り、それから先ほど少し言及ありましたが、学校統合前交流事業の委託ということで9万円程度、そういったものがかかっているわけです。これは台数が増えてくれば、この金額も増えていくだろうということになるかと思いますが、全額その交付税

措置がされているのではないとすると、あるいは購入に当たっては一部補助金が使われているものの、その他の部分は一般財源を持ち出すことになると普通は考えられるわけですが、いかがでしょうか。間違いありませんか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員お述べのとおりだと認識しております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) そうしますと、これからますます金額が増えて一般財源の持ち出しも増えてくるということだろうと思います。

そうしたときに、後ほども言及することになるかと思いますが、昨日も市政協議会でほかの議員から指摘がありましたけれども、地方で深刻化する移動手段不足への対策を検討する関係省庁会議が開催されたという報道もなされております。これは5月17日付の報道で、時事通信です。

中身は何かというと、「スクールバス、住民も利用 移動手段不足へ具体策」、これを関係省庁会議で検討していくのだと、そのようなことだけれども、これは御承知でしたでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 すみません。勉強不足で承知しておりませんでした。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) これから、国のほうでも関係省庁会議を開くほど、スクールバスを移動手段、児童生徒に限らず地域公共交通、あるいは地域住民の移動手段として活用していく、そういう流れが出始めてきているということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 まず、今後のスクールバスの台数の増加の見込みにつきましては、現在行っている開校準備委員会、統合準備委員会の中で協議されて、その後に決定されていくというものでございますので、何年後に何台ということは、

こちらとしては持ち合わせていないところでございます。

ただ、やはり今後のスクールバスの運行台数は増えていくものと考えたわけで、先ほどその点についてはお答えしたとおりでございます。

小中学校の再編統合に伴って、スクールバスの交通空白地域の移動手段としての活用についてというところでございますけれども、実際にスクールバス車両は、当然ながら最優先として通学支援目的、そのほかにも様々な学校の活動が優先されることと考えておりますが、それらの活用に支障がない範囲においては、活用する余地はあるものと捉えているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 先ほど御紹介もしましたけれども、令和4年度の決算額です。その額は、これから台数も増えていくことを考えると、額も増えていくだろうと。そうしたときに、やはり登下校時を主として、あるいはその臨時的な運行というものも若干あるようですけれども、それ以外に保管場所に保管されっ放しというのはいかにももったいないと、これは普通の考えであろうと思います。そうしたときに、やはり地域公共交通としての利活用をスクールバスについても考えていくことが必要なのではないかと思います。

実際に、国のほうでも、関係省庁会議を開いて、スクールバスを住民も利用できるような具体的な仕組み、事例を紹介したり提案していくという中身だろうと思います。

米沢市の場合、公共交通計画が策定されたわけですが、先ほどスクールバスはどのように関係あるかということで、スクールバスについては教育委員会所管だと思いますが、市長部局の公共交通の部署と、どれだけこの間、協議検討してきたのか。スクールバスの公共交通としての利用について、活用について、拡大していくことについて、どれだけ検討されてきたのでしょうか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 分かる範囲ですと、地域公共交通計画策定のために、令和3年9月にスクールバスの公共交通利用の打合せを行っているようであります。当時からやはり、先ほど壇上で述べましたような理由で、なかなかすぐにとすることは難しいというその時の話でございました。

あと、その後も路線バスとか乗合タクシーの見直しを順次行っておりましたので、その中で教育委員会とは打合せを行いながら、地域公共交通をどのように使っていくのかという検討はしてきたところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 頻度としてはどの程度でしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 内部的な打合せとしては、これまで先ほど申し上げた令和3年からで、6回ほど打合せはしてきているようでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 打合せの記録等はもちろん取られているかと思っておりますけれども、その中でどのようなことが課題になっているのか。スクールバス側からの課題ということで、先ほどいろいろありました。例えば、不定期になってしまうのではないかとこのところでは。そういった課題を整理して検討されてきているものだと思いますけれども、聞き取りの際の資料として御紹介しましたけれども、平成29年3月に国土交通省の四国運輸局が調査資料をまとめております。四国全県にわたっての調査資料で、なかなか中身を細かく各自治体を調査して、それをまとめている資料になっているわけです。タイトルがスクールバスと路線バスの役割分担による効率的・効果的なバスネットワークの形成に関する調査報告書です。

その中では、先ほども少しありましたように、混乗化、つまり児童生徒と一般住民が同じバスに

乗るという場合、それから間合い運行、これはスクールバスとして稼働していない時間帯に公共交通として利活用すると。それからもう一つ、路線バス等の代わりにスクールバスを、乗り合い化する、そういったパターンが示されておるようです。

この資料を聞き取りでも御紹介しましたが、目を通していらっしゃるでしょうか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 御紹介いただいてありがとうございました。資料については目を通したところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) ぜひともその中身を精査していただいて、特に財政的な面からも検討が必要ではないかと。スクールバスの公共交通としての利用拡大の検討が必要なのではないかと思えますけれども、先ほど御紹介したこの報告書の中には、地域の創意工夫の例として、運輸局としてのいろいろなアドバイスも載せているようです。

例えば、児童生徒は運賃を実質無料にするけれども、住民の方については有料化する。直接的にはいろいろ課題、問題があるので、実質的なそういうやり方、こういうやり方がありますということも、この調査報告書の中で運輸局自ら示している中身もあります。

実は今回、スクールバスと地域公共交通の課題を項目として取り上げるきっかけとなったのが、上郷小学校浅川分校が廃校になって、本校に通う児童が出てきたと。そのときに、スクールバスの通る道路を、本校に通う児童がスクールバスの対象とならなくて歩いて登校している、そういう事例を住民の方から紹介いただきました。私も実際現場に行って、朝、見させていただきましたけれども、南北の直線の通りの西側に何も遮るところがないところで、これはかなり冬の吹雪のときと

か、それから真夏のこれから暑いときとか、そういったときに歩いて登校する児童は大変だろうという考えを改めて持ったところなんです。そうしたときに、このスクールバスの運用の仕方、そういった児童生徒もスクールバスを利用していただけのような対応ができないのかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 上郷小学校のスクールバスにつきましては、浅川分校の廃止に伴って旧浅川分校校区の児童の上郷小学校本校までの通学距離が遠距離になることを鑑みまして、その通学を支援する目的で運行を開始し、現在も継続して行っているものでございます。

小学校及び中学校における児童生徒の通学において、基本的にはそれぞれの遠距離通学の基準に基づいて、必要に応じてスクールバス等の通学支援を行っているものです。私も上郷小学校に3年間の勤務がございました。具体的な地理的なイメージもございます。逆に、戸塚山の西側に位置しているところについては、なかなか同じような距離でも、実際にはスクールバスに乗れない状況もあるように感じています。ですので、そういう基準に基づいて運行しなければならないということは、致し方ないところなのかなとこちらでは考えているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 基準というお話がありましたけれども、一昨日の古山議員への答弁、これがあります。教育指導部長が答弁なさっています。現行のスクールバス運行の基準は何キロメートルなのかと。国の目安は4キロメートルだということを答弁されています。ただ、道路が狭い、あるいは暑さ、そういったことを考えて検討しますと答弁されているのではないのでしょうか。

それから、これは県のホームページで、スクールバスの運行について県の取組状況を紹介したページがあります。県内の一部市町村では、通学

距離が小学校においてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校においてはおおむね6キロメートル以内であることとされている。しかし、こうした中、県内の一部市町村では、児童生徒の安全確保の観点から、通学距離にかかわらず運行していたりと、そういうことが県のホームページで紹介されています。

こうしたことを考えると、どのように運行していくのか、運用していくのか、これは地元教育委員会と対象となる小中学校、あるいはその保護者の方々、そういった方と協議をして、具体的な運用の仕方について検討する余地があるのではないかと捉えられるわけですが、いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 古山議員の質問にもお答えしました通学距離基準についてですけれども、実際にはそういう場合、基準として示されていて、それぞれの環境状況によって検討していくというお答えをしましたけれども、今現在、検討しているところにつきましては、統合・開校準備委員会、実際にその検討が行われている地域であります。ですので、それ以外と言ってもは申し訳ないですけれども、個別の案件について判断というのはなかなかできないものと捉えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 仮に、統合小学校のほうでそれがなるとすれば、公平性という観点が出てくるわけです。たまたまその準備委員会が設置されている統合予定の小中学校だから、そういうことになりはしませんか。

例えば、混乗化、乗合バス、乗り合い化、そういったものも地域公共交通としての利用形態として御紹介しましたが、仮にこのスクールバスが地域公共交通の一つを担っていくのだとすれば、先ほど申し上げた通り道を通学している児童生徒を乗せていく、これは公共交通としてはあり得ることだとも思うわけです。ですから、絶対できないことではないのではないかと思います。いか

がでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 あくまで学区が広がることへの対応として、今スクールバスの検討をしているところがございますので、上郷小学校の旧浅川分校に通っていた地域の児童の範囲については、そこは変わっていないところと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 今日のところはそういう答弁をお伺いしておきますけれども、国のほうの方針、これは全国的なそういう状況を踏まえてのことだろうと思います。スクールバスを地域住民も利用する方策はないのかと、それから柔軟に対応していくことも可能なのではないかと。そういうことが検討課題として十分考えられると思いますので、なお市長部局等との連携を密にさせていただいて考えていただきたいと今日のところは申し上げておきたいと思っております。

それから、次の課題ですけれども、コミセンについては確認ですけれども、令和7年度からは、学童保育所の使用に当たっては使用料免除だということ間違いはないですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まだ、今は検討段階ですので確定的なことは申し上げられませんが、その方向で考えているところがございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 一方、学校施設に関しては、先ほどの答弁をお聞きしますと、本来の事業目的というのがあって、それに照らして公益の必要上どうなのかと、それを考慮して免除するかどうか決めるという御答弁だったと思います。ここでいう公益というのは何を指しているのでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 公益性と、単純に辞書で開きますとということになりますが、不特定かつ

多数の者の利益ということですので、そういった方々に対して利益を供することができるような事業ということかと思えます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 逆にお聞きしますが、それでは学童保育所が公益上として認められて、学校施設を使用する際に使用料が免除になる、そういうのはどういったときですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど、教育長からも答弁をさせていただきましたが、学童保育所のそもそもの事業目的である放課後児童健全育成事業については、公益上の利用に当たるという観点から、これまで、あるいは今後も減免対象としているということであります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) そもそもその事業を展開する場所、これは学童保育所の建物内に限るわけですか。建物云々は、場所は限りませんか。公益として認められる活動というのは、場所は関係ありますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、議員から御質問を頂戴しているのは学校施設利用ということかと思えますので、例えば学童クラブがそもそも設置されているその場所のみではなく、学校施設を利用する際も、先ほど申し上げたような理由によって減免をしているということであります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) どうもその線引きがいま一つはっきりしない、誰が聞いても、これはこういうことだと、だったらこれは該当しない、いやこれは該当すると。そこがはっきりしません。何ででしょうか。具体的なこういう行為、活動が、該当する、該当しない。そういう説明も今はありませんでした。

お伺いしますけれども、これも一昨日の古山議員の質疑で、(仮称)統合小学校、これは現在の

六中の校舎を使って開校するのだという予定になっております。その際に、現在の六中の校舎内へ学童保育所を設置してほしいという要望が上がっていて、これを大変重く受け止めると、6月中には結論を出したいと思っているという答弁だったかと思えます。実際には、武道館、武道場ですか、そこを学童保育所の施設として、一部改修して使うようにするのだということに、もし認めるとなればそういうことになるのだろーと思えますけれども、それが実現すれば(仮称)統合小学校の学童保育所は、その校舎を使用する際、使用料はどうなりますか。いかがでしょうか。どうなるのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 使用料につきましては、今までの例のように、今までも放課後児童クラブにおいて、公共の市所有の土地などを使用して放課後児童クラブの建物を建てたりしております。その際は、公共性が高いということで、また第二種社会福祉事業に該当する事業を実施するというので、無償で貸付けをさせていただいているところですので、同様に対応させていただければと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) それは、学童保育所として使用することになる武道場を改修して使う場合の使用料ですね。その学童保育所が、例えば同じ建物、校舎内の体育館を使うのだと、あるいはグラウンドを使うのだと、そうした場合の使用料はどうなりますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 仮にということでありませぬけれども、財産管理の手法については、このたびの要望に基づいて設置しようとしている学童クラブについては、これからということになりますので、現段階では確定していないので申し上げます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） さきの12月定例会でもお聞きしました。子供たちが通っている学校を――学童保育所でその子供たちを学童として受け入れていると。その学童保育所が、子供たちが通っている学校を使用させていただきたい。例えば、休みの日に体育館、例えば休みの日にグラウンド。そうしたときの使用料は、子供が通っている学校であるにもかかわらず、使用料を徴収することがあるのだと。先ほど公益性をもって判断するとありました。おかしくないですか。

改めて申し上げますが、今回も統合小学校内に例えば学童保育所が設置される。そうすると、校舎内に設置されている学童保育所、その学童保育所が、校舎内の別の施設、屋内運動場を使う。そうした場合の使用料、これはこれから検討するのですか。おかしくありませんか。

学童保育の無償化に向けて検討されているということで、午前中も質疑がありました。これは学童保育所が学校施設を使用する際の使用料を無償にするということは、学童保育保育料の無償化に向けて、すぐにでもできる負担軽減の第一歩ではないのですか。学童保育の無償化、その第一歩、しかもこれはすぐにできる。違いますか。いかがでしょう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 私たち健康福祉部といったしましては、やはり実施している事業が第二種社会福祉事業に該当する、放課後児童健全育成事業に該当する事業で実施していただいて使用する場合などについては、やはり無償で対応していただければと考えているところです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 同じ市の施設であっても、コミセンについては来年度から使用料が無償だと。一方、学校施設については、これは無償にできないと。何をするかによって判断させてもらいますという答弁でした。

ぜひ学童保育無償化、これを検討するに当たっ

ても、学童保育所がコミセンを使用、あるいは学校施設を使用、その際の使用料については免除する。学童保育所として活動する限りは、使用料は免除する。ぜひそのことを検討していただきたい。強く要望させていただきたいと思います。

最後の項目ですけれども、先ほどいろいろこれまでの離職する職員に対する対処の在り方、これは総務部長から答弁がありましたけれども、法律で言っているのは、任命権者それぞれに対するの課題です。市長部局については、これは総務部長が答弁されて、一部離職者数については教育委員会の人数についても御報告、御答弁ありました。

改めて教育委員会にお伺いしますが、教育委員会として、任命権者ですから、教育委員会としてこれまで離職されてきた職員の方々、会計年度任用職員が主になろうかと思っておりますけれども、そうした方々にどのように対処されてきたのか。また、これからどのように対処する考えでいるのか。任命権者としての教育委員会としての考えを、改めてお知らせください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 これまでの会計年度任用職員の退職者の数については、先ほど総務部長から答弁があったとおりであります。

御質問の対応ですけれども、やはり離職者については、市長部局と同様に丁寧に説明をさせていただきながら、具体的にいわゆる職の紹介等を行っていないと思いますけれども、ハローワーク等にも相談は、これまでしてこなかったと思いますが、本人に対しては丁寧に説明をさせていただいて、円滑な再就職支援ができる形で、お話をさせていただいていると思います。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） これまでも再就職先等について案内してこなかったという御答弁だったと思います。

それで、先ほど総務部長が答弁された人数について、30人以上の場合に通知をする、そういう義

務があるのだというお話でした。これは省令で、規則では30人という人数が決まっているわけですが、30人以上にならないかという問題もあるわけです。

議長の許可をいただいて、資料を掲示させていただきますと思います。お願いします。

これは、厚生労働省都道府県労働局、ハローワークがつくっているチラシです。一番左上のところに、国または地方公共団体の方へとあります。冒頭、演壇から申し上げましたが、国が地方公共団体についても一定程度の義務を課している、これが法律の中身になっております。少し下げただけですか。

赤字で出てきた部分があります。読ませていただきますが、30人未満の離職者が生じる場合には、大量離職通知書の提出義務はありませんが、一定程度の規模の離職が予定されており、再就職先が確保されていない場合には、円滑に再就職支援を行う必要があるため、ハローワークに大量離職通知書の提出等について御相談くださいと、このようにあるわけです。通知書の提出義務はないけれども、相談してくださいと。厚生労働省都道府県労働局、ハローワークで、こういうふうに国または地方公共団体に対してお願いしているわけです。

このチラシを受けますと、通知は別にしても、離職者に対する次の雇用先をどう確保してもらえるのか。そうしたことに関して、少なくとも無関心ではられないでしょうということです。いかがでしょう。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 ただいま資料で拝見したチラシについては、こちらでも把握してございます。30人未満であっても御相談くださいということで、確かに記載がされてございます。

ただ、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、ハローワークに対してあらかじめその離職者数などを口頭で情報としては提出しているという

現状もございます。

さらに、確かに国などで示している会計年度任用職員事務処理マニュアルというのもございまして、事前に十分な説明を行う、ほかに応募可能な求人を紹介する等配慮することが望ましいということになっておりますので、先ほど壇上で申し上げたことを中心に、そういった手順を踏んでいると認識してございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 今、総務部長からの答弁ですので、これは市長部局だろうと。それで、教育委員会、任命権者が違うわけですから、それはそれでどうなのかということになりますけれども、時間も迫っていますので、一つ指摘をさせていただきますと思います。

学校給食共同調理場が令和8年4月から給食の提供を始めるということで、今現在働いていらっしゃる調理師の方々の中には、当然会計年度任用職員の方々がいらっしゃるわけです。そういった方々が、共同調理場のオープン以降、雇用についてどうなるのだろうという心配をなされているのではないかと思うわけです。

これまで当局については、どのような答弁をされてきたかという、例えば今年3月13日の予算特別委員会、どのような雇用を実施するのかについては、民間会社であるSPCが決めることであり、教育委員会としてはそこに働きかけなどを行うことはできないと答弁されています。確かに、会社に対して働きかけはできないかもしれませんが、離職予定が当然考えられる、そうした方々に対して、やはり雇用の確保、働き場所の確保、そういった点で、何かしら援助があってしかるべきなのではないかと思いますが、最後に御答弁いただいて終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

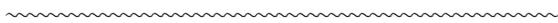
○森谷幸彦教育管理部長 学校給食共同調理場の供用開始に伴いまして、会計年度任用職員の調理師

の離職につきましては、一定程度の人数の離職者が生じる状況もあります。

また、先ほど議員のほうから紹介のありました労働施策総合推進法の趣旨である雇用の安定、円滑な再就職支援という観点を踏まえまして、離職者が法定義務のある30人に満たないと思われまされども、ハローワークにきちんとその情報を伝えまして、緊密に連携を図りながら、どのような対応ができるか研究し、説明してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時06分 休 憩



午後 3時15分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、小中学校給食について外1点、6番高橋壽議員。

〔6番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○6番（高橋 壽議員） 私の質問は2項目です。

1つは、小中学校の給食について6点、もう1項目は、小中学校の特別教室へのエアコン設置についての2項目となります。

1点目の小中学校の給食について、まず6点、お伺いいたします。

1、市内小中学校の給食におけるアレルギー対応について、アレルギーの対応品目、それから児童数、調理師の対応など、どのように現在実施しているのか。また、アレルギー対応の手引、これを改定するとこれまで答弁されてきたわけですが、小学校と中学校、それぞれどのような手順で改定が行われるのか、お伺いします。

2つ目は、米沢市内の学校給食で、地元食材、

野菜や果物、肉、魚、日配品、調味料などありますけれども、この使用割合をこれまでは把握してこなかったということです。それを今年度からは把握していくと。これは把握していかなければ、これまで以上に地元産の食材を使うということが、果たしてどうするのかという課題が解決できないわけです。それで、今年度から把握することにしたわけですが、どのように現在把握をしているのか、お伺いしたいと思います。

そして、共同調理場の地産食材の調達についても、現在何をどのように検討しているのか。そしてまた、導入に当たり、共同調理場の場合はどうという課題があるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目、共同調理場における調理師の皆さん方の処遇。要求水準書では、調理師という言葉は使っておりません。調理従業者、従業者という言葉を使っておりますけれども、その処遇はどのようになるのでしょうか。

また、この方々は、小学校、中学校の皆さんたち、児童生徒の皆さん方の食育にどのように関わっていかれるのか。これまでどおり直営の場合と同じような関わり方ができるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

4つ目は、災害時の小学校の給食調理場の活用について、どのように考えているのか。

昨年の12月定例会でしたでしょうか。国の通知がこの問題について出ておまして、それを紹介しながら活用する方法についてお伺いしたところでありまされども、改めて小学校の給食調理場の災害時の活用はどう考えておられるのか。

そしてまた、共同調理場ができるわけですが、この共同調理場の災害時の活用はどのように行われるのか、お伺いをしたいと思います。

5つ目、小中学校の児童生徒の食の実態をしっかりと調査し、それを踏まえた食育の実践が必要ではないかということです。また、栄養大学との連携をしていくと、この間答弁されておりますけれども、この連携にこの調査を生かしていくという

ことが大事かと思えます。実態調査をされるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

6点目、小学校給食室の老朽化に伴う建て替えなどについて、来年度、令和7年度に学校施設の長寿命化計画の見直しがあるわけです。これまでの答弁でも、この来年度の見直しの際に、小学校の老朽化問題で、具体的にどの小学校の給食室をいつどのような形で改修や建て替えをするかということまで検討するという答弁を、これまでしておりました。具体的に、この見直し作業というのはどういうふうな作業をされるのか、お伺いをしたいと思います。

次の2項目めは、小中学校の特別教室のエアコン設置について伺いたいと思います。

普通教室については、米沢市の総合計画の第3期実施計画の中で、国の交付金を使って、既に全ての普通教室についてはエアコンが設置されたわけでありすけれども、特別教室についてはまだ設置されない箇所が相当数あるという答弁がありました。

そこで、特別教室の米沢市のエアコン設置についての考え方はどのようなものなのか。そして、設置すべき特別教室でまだ設置されていない教室はどれだけあるのか、お伺いしたいと思います。

以上2項目について答弁をお願いいたします。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1、小中学校給食についてお答えします。

初めに、(1)市内小学校給食におけるアレルギー対応について、アレルギー対応品目、児童数、調理師の対応などどのように実施しているか。またアレルギー対応の手引きの改定は小学校と中学校ではそれぞれどのような手順で行われるのかについてお答えします。

学校給食におけるアレルギーの対応については、本市で作成している学校給食における食物ア

ルギー対応の手引きに基づき進めております。

今年度についても、各学校でアレルギーに配慮が必要な児童生徒について保護者と面談を行い、対象児童生徒の把握と提供する給食の内容を決定し、4月より対応を行っております。

なお、今年度の学校給食において、除去食の対応を行っている児童生徒数は、延べ人数となりますが69名、対応品目数は18品目であります。

学校でのアレルギー対応については、学校長をはじめとした栄養教諭や養護教諭、学校栄養士や調理師などの学校関係者が対応しており、アレルギー対応食は栄養教諭、学校栄養士または調理師が調理を行います。あらかじめ確認した調理内容等を基に調理し、給食室で通常の食器とは材質や色が異なるアレルギー対応食器に盛りつけてラップをし、所属のクラス及び氏名を記載した食札を添付して配膳棚に置く作業を行っております。

なお、配膳棚に置かれたアレルギー対応食は、その後、学級担任またはあらかじめ決められた職員が、配膳棚からアレルギー対応食を取り出して該当児童に手渡し、食べる直前に本人がラップ等を外して喫食するという流れになります。

小学校で対応している食材は、アレルギーを有する児童生徒が比較的多い食材については、献立作成の段階で確認し、使用しない対応とするほか、その年のアレルギーを有する児童生徒の状況に応じ、アレルギー対応食として調理することが可能なものについては対応しております。

なお、小学校アレルギー対応レベルについては、レベル1の詳細な献立の確認や、レベル2の弁当持参、レベル3の除去食の提供までの対応を行っております。

アレルギー対応の手引の改定については、現在、手引を改定してから年数が経過し、各小学校の調理場での運用における課題等について、整理をして対応することや、学校給食共同調理場の運用を含めたものにする必要があると考えております。

改定のスケジュールとしては、学校給食共同調

理場の運用開始に向けた調理企業との協議を行う必要があることから、今年中に完了する予定です。改定作業は教育委員会で行いますが、作業を進めるに当たり、アレルギー対応をする学校関係者や学校医、救急救命士から御意見をいただきながら進めたいと考えております。

次に、(2) 米沢市内の学校給食で地元食材の使用割合を今年度から把握することにしましたが、どのような把握をしているのか。共同調理場の地産食材調達について、現在は何をどのように検討しているのか。また、導入に当たり課題は何かについてお答えします。

給食で使用する農産物について、これまでは地場産に関し、置賜産ということで調査していましたが、今年度から、米沢産、置賜産、県内産、国産、外国産と区分し、各月の食材ごとに使用する量と金額について、各小学校に調査依頼をし、集計を行っております。

令和6年4月分の集計としては、青果は34種類、肉・魚11種類となっております。金額ベースの集計結果としては、青果のうち、野菜・キノコは、米沢産8%、置賜産2%、県内産7%、国産83%となっております。肉については、米沢産10%、置賜産19%、県内産18%、国産53%となっております。魚については、国産33%、外国産67%となっております。食材全体では、米沢産8%、置賜産7%、県内産9%、国産66%、外国産10%となっております。

共同調理場における食材調達については、各小学校における生鮮食品について調査しており、納入品目、納入先などの実態の把握を行っております。

なお、加工品や調味料についての調査は行っていないところです。

また、食材調達に係る課題についてですが、食材については安全性を確保するとともに、旬の米沢産や置賜産、国内産を優先していく考えの下、産地や品質、価格等を総合的に勘案して発注を行う必要があります。

調味料や加工食材のほか、これまで市外業者から購入してきた共同購入が可能な食材の調達については、地元業者を優先することを視野に入れながらも、競争性、公平性を確保し、納入業者を決定する必要があると考えています。

これまでの納入業者等の関係者の意見を踏まえながら、食材調達の仕組みづくりを整えることが大切であると考えており、食材ごとにどのような調達方法を採用するのかをまず検討する必要があります。こうしたことから、まずは市内の農水産物の小売業組合の方々と食材調達の方法について意見交換を行っているところです。

共同調理場の設置に当たっては、食数が多くなるため、各小学校単位で発注していた量を大きく上回ることから、納入業者あるいは生産者のほうで必要量を安定的に確保し、また期日までに納入ができるのかといったことについて、聞き取り調査を行う必要があると認識しています。

次に、(3) 共同調理場における調理師の処遇はどのようになるのか。また食育にどのように関わるのか。直営の場合と同じか異なるのかについてお答えします。

共同調理場における調理師の処遇についてではありますが、調理企業に雇用される従業員の募集はまだ行われておらず、今後、共同調理場の稼働に向け、調理企業の従業員の採用計画などに基づき、従業員募集が開始される段階になれば、その求人情報などから把握できる情報もあると思われま

す。そのため、現時点では、調理企業の従業員となる調理師の給与、勤務時間、福利厚生などの情報を本市は把握しておりません。したがって、小学校の自校方式の給食調理師とは比較できないところです。

なお、本事業はPFI方式で進められているものであり、調理業務に関しても性能発注方式となっておりますので、調理師の処遇に関しては、学校給食共同調理場整備運営事業における要求水準

書において、運營業務等の要求水準の従業員の処遇の項目で、正社員の登用、調理師免許や管理栄養士資格等の取得支援、長期研修、定期的な満足度調査等、従業員の意欲向上につながる取組を実施するとしております。

本市としては、この要求水準に基づき、事業者が行う取組を、モニタリングを行うことで、要求水準を達成したかどうかを確認していくこととしております。

次に、共同調理場の調理師が食育にどのように関わるのかにつきましては、共同調理場から給食を提供することとなる市内中学校及び（仮称）統合小学校の児童生徒に対する食育に関し、共同調理場の調理師が直接関わることは想定していないところです。

食育については、共同調理場に所属する栄養教諭が給食配送校に赴いて実施することを考えております。

なお、共同調理場施設見学の際など、栄養教諭等の要請に応じて、調理師に研修の補助をしてもらうことなどにより、調理師が間接的に食育に関わる場合などがあると考えております。

食育については、自校式調理場及び共同調理場のいずれにおきましても、栄養教諭、家庭科の教諭及び担任が主に行うものであり、調理師は必要に応じてサポートしていくものと考えております。

次に、（５）小中学校児童生徒の食の実態調査をし、これを踏まえた食育の実践が必要ではないか。また、米沢栄養大学との連携に生かすべきではないかについてお答えします。

令和３年６月定例会での高橋議員の一般質問でお答えしたとおり、子供たちの食生活や家庭環境について、各学校では毎朝の健康観察や表情、給食の様子、定期的な体重測定等において、学級担任を中心に総合的に観察し、実態を把握しております。

なお、全体の傾向を見るために、平成24年度、

第3期米沢市教育・文化計画策定時に、生活リズムと食育に関する調査を実施しております。しかし、大分時間が経過しており、市全体の傾向を把握する必要があることから、令和7年度の米沢市教育振興基本計画の策定に向けて、実施の方向で検討してまいります。

小中学校の食育推進については、各学校で様々なアンケートを実施し、子供たちの健康についての実態を把握した上で、栄養教諭や給食主任が計画を立て、教育課程の中で取り組んでおります。

また、米沢栄養大学との連携については、平成23年度から取り組んでいる食育マスター事業について全ての小学校で実施しており、さらに毎年、市内の小学校で栄養教諭教育実習を受け入れているところです。

次に、（６）小学校給食室の老朽化に伴う建て替えなどについては、令和7年度の学校施設長寿命化計画見直しの際に検討することとしているが、具体的にはどのような作業になるのかについてお答えします。

本市の学校施設長寿命化計画は、令和3年7月に策定し、計画期間を令和3年度から令和22年度までの20年とし、5年を目安に見直しすることとしていることから、令和7年度に見直し作業を行い、同年度末には見直し後の計画を公表する予定としております。

今年度は、見直し作業に向けて、見直す内容の整理や他市事例の情報収集を行っており、併せて給食室の改修についても検討内容を整理している状況のため、具体的な作業内容はこれから考えていくこととしております。

なお、5年を目安とした計画の見直しは、基本的に対象施設、劣化状況及び維持更新コストなど、計画全体の時点修正を行うなどにより、最終年度である令和22年度までの計画見直しを行うものと考えております。

次に、2、小中学校の特別教室のエアコン設置について、米沢市の特別教室のエアコン設置につ

いての考え方はどのようなものか。設置すべき特別教室で未設置の教室はあるのかについてお答えします。

令和5年9月14日の米沢市議会総務文教常任委員会協議会で、高橋壽議員から通告があり、同様の質問をいただいておりますが、今回は小中学校別に特別教室の種類別の状況をお答えします。

初めに、本市小学校の特別教室におけるエアコンの状況につきましては、理科室15室、家庭科室13室、図工室11室、これらは全て未設置であります。音楽室は18室中11室が未設置、図書室は17室中14室が未設置という状況です。

次に、中学校の状況ですが、理科室14室、家庭科室14室、技術室8室、美術室7室、これらは全て未設置で、音楽室は10室中3室が未設置、図書室は8室中4室が未設置という状況です。

次に、設置が必要な特別教室についての御質問であります。各学校の建設時においては、小中学校に冷房はぜいたく品であり、必要ないとの考えから、設置しない傾向にあったものと推察します。その後、夏季の気温上昇による熱中症等への対策や教育環境改善のため、令和3年度までには、普通教室のエアコン設置を完了し、暑い日の特別教室での授業については、普通教室を活用するなどの対応をしてきたところです。

しかしながら、今年の夏の記録的な暑さでは、連日35度以上の猛暑日が続くなど、熱中症予防の観点から、特別教室へのエアコン設置の必要性が一段と高まっているものと認識しております。

こうしたことから、今年度改めて学校長と協議し、使用頻度、場所を変更しての活動が困難な特別教室の状況などを精査の上、エアコン設置の優先順位を検討し、学校の要望を踏まえながら、優先度が高い特別教室から順次エアコン設置に取り組み、できるだけ早い時期に設置を完了させていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私から、1の小中学校給食についてのうち、(4)の災害時の小学校給食室の活用についてどのように考えているのかについてお答えいたします。

本市では、米沢市地域防災計画において、災害時の炊き出しによる食料供給は、原則として避難所内またはその付近の設置可能な場所を選定し、仮設の給食施設で行うこととしており、小学校の家庭科調理室には一般家庭と同様のガスコンロや調理器具などが整っていることから、一時的にはそれらを使用できるものと想定をしております。

一方、大量の炊き出しが必要となった場合は、既存の給食施設を利用するとともに、炊き出し要員として日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施することとしておりますが、小学校の給食調理場の回転釜といった大型調理器具の操作は慣れておらず難しいことや、学校教育活動をできるだけ早期に再開し、給食を実施しようとする場合に課題があり、現時点で小学校の学校給食室を活用することは想定していないところでございます。

今後につきましては、国からの事務連絡の趣旨や課題なども踏まえつつ、共同調理場の活用も含め適切な食事提供方法について、引き続き、関係課と協議してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 2項目めの特別教室のエアコン設置の箇所等、再質問させていただきたいと思っております。

各小学校、中学校の特別教室の未設置箇所等、書き取れなかったもので、少し数字全体を把握できなくておりましたけれども、結論としては、答弁では、いろいろやりくりしながら、暑い日は普通教室に移動などしてやりくりしてきたと。でも、それだけではもう間に合わないということで、学

校長と相談しながら優先順位をつけながら、早い時期に完了していくという話でしたけれども、これまでの答弁ですと未設置の特別教室に全て設置するという事でもないのでないかというお話もありました。この完了するというのは、具体的にはどういうことなのか。今答弁された未設置の箇所全てに設置して完了するという事なのか。それとも、これまでも答弁が少しありましたけれども、いろいろ学校長の皆さん方と相談しながら、個々の学校の状況、使用頻度なども考えて、どうしてもここは必要だろうという箇所を厳選して、それでそれについての設置をして完了するという事なのか、はっきりさせていただいていいですか。

それから、早い時期というのは大体いつ頃を考えておられるのか、お知らせください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、議員がおっしゃった後者のほうと考えております。実際に現場の責任者である校長先生と御相談をさせていただいて、どうしてもつけなければいけないという特別教室について精査をし、その特別教室に対して設置をしていくという考えでおります。

ただ、その設置に関しましても、やはり予算的な裏づけというのは当然必要になってまいりますので、それについては具体的にいつ頃までということは申し上げられませんし、この予算については、今後庁内でしっかり協議をしてみたいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 厳選して、どうしても必要などころについてやっていくと。先ほど答弁された数字全てをやるわけではないと。厳選して、どうしても必要などころについてはやっていくという、そういう答弁で私はよろしいかと思いません。

ただ、予算の裏づけの検討が必要なので、いつ頃までということは答弁できないというお話で

したけれども、総合計画の第3期実施計画、これで普通教室については国の交付金がちょうどその時期猛暑になって、国が交付するという話の中で、第3期実施計画に登載して、それやったわけです。

第5期の実施計画、来年と再来年2か年の実施計画が出てまいりましたけれども、ここには登載されておられません。つまり、実施計画に登載しないと、そのまま実施可能なかどうかという話ですけれども、これは厳選しても、設置しなければならない箇所は相当数出てくると思うのです。そうした場合に、複数年かかるにしても、単年度の予算で、実施計画とは別の予算立てでやるという構えなのかどうか、その辺のところはどうですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 それにつきましても、財政当局のほうと相談してまいりたいと考えております。

一定程度、年間で営繕に関する枠というのは一応持っておりますので、まず安全安心に関するところから改修は進めてまいりますけれども、その中でできるかどうか、それも含めて検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 今のところ分からないということですが、猛暑ということで、熱中症対策も米沢市でいろいろ検討して、昨年事故もありましたから、できるだけ早く検討していただきたいと思います。

それで、この特別教室のエアコンの設置状況というのは、県内の状況からして、この米沢市の場合どの程度なのかと、それはお持ちですか。直近、令和5年度で構いませんから、ありますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 他市との比較ということでしょうか。（「そうです」の声あり）それについては持ち合わせておりません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 持ち合わせていないというのは、調べていない、把握していないということですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ありません。私の手元にはありません。担当であります教育総務課で、そのデータを持っているかどうかについても、今この段階では回答できないところであります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 文科省のホームページをクリックすると出てくるわけですし、直近の昨年度、令和5年度のものは出ておりませんでしたけれども、令和4年9月1日時点のデータが文科省のホームページをクリックすると出てきます。

これを見ますと、全国平均も出ているわけですが、全国平均の山形県の設置率が出てきますけれども、山形県の中でどうなのだというデータも併せて出ております。

そうしますと、県の平均設置率というのが52.6%。一方、米沢市の場合は21.1%ということで、35市町村のうち下から4番目、31番目なのです。非常に低いという状況です。

置賜3市5町8自治体のうち、米沢市はどうかといいますと、下から2番目。置賜3市5町で8自治体のうち7番目なのです。非常にこれは、私は低いと思います。

なぜこんな状況になっているのかというところを、やはりよく教育委員会でも検討する必要があると思います。予算がないのか、あるいはここについてはあまり意識をされてこなかったのか、どちらかだと思います。

それで、予算がないとしたら、これは予算の編成権というのは市長にあるわけですし、教育委員会のところでは、これはどうしてもやはり現時点で予算を、優先順位を引き上げてやらなければならない課題だということで、市長部局のほうに、財政、市長のほうに予算つけてくれと言った場合

に、これは市長どうするかという話になるわけです。

今、県内の設置率、それから置賜の自治体の設置率、順位を申し上げました。これを市長はどう考えますか。もし、教育委員会としてこれを予算づけしてくれと、早期にやらなければならないようになった場合は、どうお考えですか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。今のデータを、大変すみません、勉強不足で今初めて伺ったので、即答というのはなかなか難しいのですが、ただいづれにしましてもしっかり分析をして、その順位も決して高いわけではないわけですから、それが事実だとすると褒められた話ではございません。きちっと分析をして、教育委員会から御要望なり、お話が上がってきたら、その時点でしっかり受け止めて考えなければいけない話だと思っています。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 早く検討して、設置方をお願いしたいということをお願いしておきます。

次に、給食のところですが、まずアレルギー対応についてですが、令和3年6月定例会で私が質問いたしました。私ではなくて、ほかの議員ですね。これは、アレルギー対応を小学校で何品目やっているのかという質問の中で、答弁としては延べ17品目だと答弁されておりました。昨年、令和5年12月定例会まではそういう答弁だったわけです。

今年、令和6年3月定例会、私の代表質問の中で、前の教育指導部長、山口部長、同じ山口ですが、延べ17品目は令和3年次の品目数であって、毎年アレルギーを持つ児童の状況によって品目数は異なるのだという答弁をされました。それで、今お聞きしましたら、令和6年度は18品目だということでした。

それで、お伺いしますけれども、この18品目というのは、どういうことで18品目ということにな

っているのですか。少しその辺をお聞かせください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えします。

食物アレルギーを有する児童生徒で、給食の食に不安を感じているという親御さんからは、毎年、学校生活管理指導表というものを御提出いただいて、それで確認しているところです。

それで、これまでも答弁の中で説明させていただいていたのだと思うのですが、改めて確認しますと、アレルギー対応が必要な表示が義務づけられている品目が8品目ございます。それで、推奨表示となっている20品目と合わせて28品目、こちらの項目については、基本的に確認しているところです。

それ以外でも、医師の診断ですとか、医師の診断がなくてもこれまでの生活の中でこういった食材を食べたときに調子を崩してしまうという不安を感じていらっしゃる場所なども、学校生活管理指導表のほうには上げていただいているところでした。ですので、28品目よりももっとさらに多く上げていただいている中で、実際に今年度、除去食として対応が必要な品目については、今年度の児童生徒ということでカウントすると18品目になって、延べでいうと69名という結果になったところがございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 食品表示法によって、今答弁されましたように、特定原材料8品目、それからそれに準ずるもの20品目と、合わせて28品目あるわけです。

それで、今の答弁ですと、この28品目、食品表示方法に基づくこれとはまた違うのだと。この28品目で状況を把握しているけれども、それ以外にもアレルギーをお持ちの方、子供さんがいれば、それに対応しているということですよ。分かりました。

そうしますと、小学校の場合、最初から献立に

取り入れない品目というのは何品目と決められているのですか。そして、今答弁ありました除去食として除去する品目、つまり調理の過程で除去する品目を今年度は18品目とおっしゃいましたね。調理の過程で除去する品目が18品目、それから献立で最初から使わないのは共同調理場の場合は11品目という答弁をされていますけれども、それは小学校の場合、何品目になるのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 すみません。現段階で詳しいところまでお答えできるかですけれども、8品目の中で、実際に除去対応をしている品目としたしましては、卵、乳、エビの3つでございます。それ以外につきましては、その除去の必要がないということでもありますので、その中で実際に献立に上げていない品目がどれだということについては、申し訳ありませんが、今現在お答えできないところがございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 少し確認ですけれども、共同調理場の場合は、調理過程の中で除去する品目が3品目、エビ、乳、卵と。それから、献立に最初から入れない品目が11品目と決めているわけですね。

小学校の場合は、調理過程で除去する品目というのは何品目なのですか。それから、最初から献立に入れない品目は何品目なのですか。そういう品目と、それからそれぞれの食品は何なのかというのは、そうしますと教育委員会としては決められていないのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 献立で使用していない品目につきましては、11品目ということがございます。ただ、その詳細につきましては、現在のところお答えすることができません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) そうしますと、今、調理の過程で除去する品目については分からないと。

献立に最初から入れないのが11品目だと。小学校、中学校の共同調理場と同じ数になりますけれども、それは食品の名称というか、それと小学校の場合と中学校の共同調理場、同じですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 申し訳ございません。今、私が手元に資料として持ち合わせていないだけでありまして、課の中では、それは把握できていると考えておりますので、後ほどお伝えさせていただきます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) アレルギー対応の手引を、これからそれぞれ小学校、中学校で改定するというようになっていて、先ほど改定作業は教育委員会の中でやると答弁されたと思います。

それで、学校給食の共同調理場の検証委員会、この資料3に、共同調理場の場合の要求水準書の内容の5に、適用すべき要綱・基準等には、学校給食におけるアレルギー対応指針と書いてあるのです。共同調理場の場合は、学校給食における食物アレルギー対応指針に従って共同調理場、アレルギー対応をやっていくのだと書いてありました。

それで、この学校給食におけるアレルギー対応指針というのはどういうものかと申し上げますと、文科省が平成27年に策定したものだと思えます。それで、米沢市のアレルギー対応、共同調理場はこれに従ってということですが、文科省の平成27年に出した学校給食における食物アレルギー対応指針、これに従ってということでしょうか。小学校の場合も、この指針に従ってということですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 ガイドラインに関しましては、小中学校両方合わせてのガイドラインの改定を行ってまいりたいと今考えているところです。

議員お述べのとおり、文部科学省のほうから出

されております食物アレルギーの指針に基づいて、そのガイドラインも改定してまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) そうしますと、文科省の学校給食における食物アレルギー対応指針に従って、改定作業も基本的にやっていくと。

それで、ここにはこう書いてあるわけです。教育委員会等は、学校における食物アレルギー対応に関する委員会を開催し、学校または共同調理場からの報告を受け、内容を確認・把握し、環境の整備や指導・支援を行います。また、医療機関、消防署等との連携を図りますとあります。

そこで、教育委員会の中に、学校における食物アレルギー対応に関する委員会というのはあるのですか。教育委員会の中に設置されているのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、委員会としては設置されていないところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) この指針に従ってやるという答弁をされていながら、教育委員会などにアレルギー対応に関する委員会を設置して、そこで対応をやれということになっているのだけでも、設置されていないということです。

それで、もう一つ、献立作成をするときに、献立作成における食物アレルギー対応基本方針の作成というのをしなければならないとなっています。

教育委員会は、献立作成委員会等と連携して、献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を作成し、定期的に見直しますとこの指針では書いてあります。

米沢市の場合、献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を策定されているのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 先ほどの食物アレルギー

のガイドラインの改定につきましては、現在、その委員会の設置はしていませんけれども、文部科学省で示されている指針にもありますように、救命救急士ですとか、関係の方々にお集まりをいただいで、検討をしていくと考えているところがあります。

また、今、議員お述べのように、献立作成委員会等の組織はございますので、そちらと併せて検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 答弁を聞いていましたら、教育委員会に、学校における食物アレルギー対応に関する委員会、これを設置されていないと。それから、献立作成のときに、献立作成委員会でこの献立作成における食物アレルギー対応の基本方針、これも策定されていないということですか。この指針に従う必要があるのではないかと考えているわけです。

そこで、共同調理場のアレルギー対応14品目を決めたわけです。除去と、それから献立に最初から入れないと。この14品目、代表質問のときは、教育委員会がコンサルと御相談をして決めたことと答弁されておりました。この14品目を決めるときに、この2つの委員会、ここで決める必要があったのではないですか。ここでしっかり決めなさいと指針になっておりながら、それに従わないで、コンサルのアドバイスに従って14品目を決めたというのは、これはどういうわけかと思うわけです。なぜ指針どおりにやらなかったのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 申し訳ありません。それが実際にどのような形で決められていったのかという詳細につきましては、私はまだよく認識していないところでございます。

ただ、昨年度までも、アレルギーの状況というのは、先ほど今年度分についてはお伝えをしましたが、同じような対応をして、各小中学校の状況を教育委員会といたしましても把握して

いたところでございます。

給食の共同調理場を利用する中学生、あと（仮称）統合小学校の3つの小学校の校区の現在のアレルギーの対応で必要な品目について検討した結果、14品目にたどり着いたということで聞いております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 教育委員会なりでいろいろ検討されたということですが、指針に従ってというのがあるわけですし、これは指針に従った上で、教育委員会なり聞くべきところがあれば聞いて、それで仕上げていくという作業が必要だったと思うのです。突然、その14品目というものができて、これは一体どこで決めたのかと首をかしげていたわけですが、アレルギー対応については文科省で出している先ほどの指針によれば、各学校で学校の中に食物アレルギー対応委員会をつくりなさいとなっているわけです。

それから、教育委員会には、学校における食物アレルギー対応に関する委員会をつくって、各学校のアレルギー対応について支援しなさいとなっているわけです。

そして、さらに教育委員会と献立作成委員会、これで献立作成における食物アレルギー対応の基本指針をつくって、献立作成の基本方針を決めなさいとなって、3段階になっているわけです。米沢市教育委員会のこの間の共同調理場のアレルギーの品目の決め方、それからこれからやろうとしているアレルギー対応の手引の改定、これは今申し上げたように、あるいは答弁がありましたように、文科省の手続、指針に従っていない状況だと思えます。もう一回、文科省のこの手引を確認して、米沢市の手引の改定作業に取り組む必要があると思えます。いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 これまでも文科省の指針に基づいて、そのようなやり取りをしながら改定、進めてきたと認識しておりますけれども、これか

らの改定、検討につきましては、さらに文科省の指針に基づいてしていくように検討してまいります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） これまでも指針に従ってしてきたというのだけれども、共同調理場の場合のアレルギー対応の食品数、食材の数、それは指針に従って決めたわけではないでしょう。してこなかったのです。除去食3品目、献立から11品目、最初から除くという、この品目数14品目は誰が決めたかという、この手続に従って教育委員会なり、献立作成委員会なり、各学校関係者の方々が決めていったわけではなくて、教育委員会のどなたか分かりません、ある一定の方と、それからコンサルで決めてしまったと。

そして、さらには共同調理場の検証委員会がありましたけれども、まさににわか集められた、この問題についてはある意味素人の方々が、アレルギー対応を十分できますというお墨つきまで与えたと。それでは私はまずい話ではないかと思うわけです。子供たちの命に関わる問題ですから、文科省の指針に基づいてきちんとやっていくということが必要かと思えます。

次に、食材の納入についてです。

学校給食における地元産食材の導入を推進していく目的は一体何なのかというのを少し聞きたかったわけですが、時間がありませんので、後ほど確認の意味で聞いていきたいと思えます。

要は、私は、この地域経済との関わりの問題、これは大事だと思っているので、地元産の農産物や肉や魚、商店からの仕入れ、これは引き続きやっていく必要があるし、今まで以上に増やしていく必要があるのだろうと考えてきたところです。

特に、農家や中小小売のお店、地域経済にとっては欠かせない、生産と、それから消費の波及効果という点で非常に高いわけです。昨日のドラッグストアの話もありました。コンビニの話もありました。ある意味、この点でいえば波及効果があ

まりというか、農家、それから地元の農産物を使う場合、あるいは地元の商店の方々、そこでお金を回すという点でいったら、波及効果が低いわけです。

そういう点でいったら、私はやはり市場を通じてまとまった量を共同調理場では確保しなければならないという課題もありますけれども、それ以上に、学校と農家、それから地元商店と学校、これまで食材を納入してきたという、簡単にはできなかったわけです。いろいろ調理師さんなり栄養職員の方々が、様々問題を出し合いながら積み上げてきた経過、ある意味絆があるわけです。信頼関係があるわけです。そのところをどうしていくかということが非常に大事であって、そしてそのことをしっかりやらなければ、この地域経済の中で地元産の農産物や食材を使うという意味が薄れてくるわけです。だからそのところをどう考えているかということなのです。

それで、共同調理場の検証委員会の資料4には、学校給食の共同調理場における地元食材の活用についての今後の取組についてというのがありましたけれども、この生産者、商店と学校給食の現場、これをどうつないでいくという体制については何も書いていないわけです。一体どうするのかと思うわけです。

そこで、これまで小学校にいわゆる産直という形で、市場には商品を出さない、直接学校に野菜や果物を納入してきた、あるいはお店が直接学校給食室に提供してきたと。その顔が見える関係というのをどうつくっていくかというところは、どう考えているのかと思うわけです。この検証委員会の資料には、一言もそのことは書いてありませんし、そのことはこれまであまり語られてこなかったと思えます。どう考えていますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 影澤議員からの質問にお答えをした際に、食材納入について今検討中であるとお答えをさせていただきました。

共同調理場への食材納入については、現在検討している最中ですので、その進捗についてはお答えはできないのですけれども、ただ各小学校の自校の給食調理場の給食の調理については、食数自体はやはり少なくなりますけれども、これまでどおりの関係性を生かしながら納品していただけるようなことができるのではないかと認識しているところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） これまでのやり取りの中で、これまで納入された方々も引き続き共同調理場でも納入できるようにしていきたいという答弁がありました。

しかし、農家や、あるいは商店の方々に、直接そのことをこれまでお話し、説明はしてこなかったという答弁だったと思います。青果市場の代表者の方、あるいは食肉関係の代表者の方、そういう方々にはお話し、協力をもらえろという話がありますという答弁をいただきましたけれども、今、直接学校に顔の見える形で毎朝、あるいは前日かもしれませんけれども、新鮮な食材を届けてくれる農家や商店の方々には、いまだかつてお話ししていないのです。説明していないのです。この関係をどういうふうにして引き続きやっていくのか。そういう観点が必要だと思います。今、その協議とか、説明とか、そういう方々との話し合いというのはやられているのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、その代表者の方々を通じて、それぞれの農家の方々、小売店の方々等、伝えていくということに取り組もうとしています。その仕組みづくりを今検討しているところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 仕組みづくりをどうするかという話はいいのですけれども、直接今、小学校に納めている農家や商店の方々がいます。そういう方々と直接皆さん方にお話を説明し、そして

どういう形で共同調理場にも納められるのか。あるいは、これまで納めていた野菜をもっと増やしていくことができるのかとか、あるいはそのことが子供たちの食育にとって、これまで以上に食育として充実させていけるのかとか、そういうこととお話しをし、そしてお互いの信頼関係をこれまで以上につくっていくということが、今大事なのではないでしょうか。そのことを申し上げているのです。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 その農家の方、小売店の方々の聞き取りは丁寧に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 5番目の食の実態調査、これを令和7年の教育振興基本計画の中でやっていくというお話でしたけれども、これについては文科省の食に関する指導の手引（第二次改訂版）、平成31年3月というのがあります。ここでも、まず全体計画をつくりなさいと、そして実態調査がまず必要だと述べております。

そして、米沢市の学校における食育の目標と基本方針、平成23年4月、ここにも学校における食育指導の留意点ということで、実態把握を十分に行うのだと書いてあるのです。

○相田克平議長 以上で6番高橋壽議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時16分 散 会